



今、社会が求める 弁護士の質と量を問う

株式会社経営共創基盤
IGPI グループ会長
日本取締役協会会長

富山 和彦 氏

東京大学名誉教授
弁護士

内田 貴 氏

住友化学株式会社
常務執行役員

大野 顕司 氏

プログラム

第1部 ■ 基調講演

内田 貴 氏

**リーガルリテラシーのあり方と
法曹養成制度**

第2部 ■ パネルディスカッション

内田 貴 氏・富山 和彦 氏・
大野 顕司 氏

**今、社会が求める弁護士の
質と量を問う**



日時

2023年11月27日(月)
午後6時半～8時半

場所

日比谷図書文化館地下1階
日比谷コンベンションホール(大ホール)

主催
発行元

ロースクールと法曹の未来を創る会

■ 目 次 ■

シンポジウムの趣旨および概要	2
----------------	---

開会の挨拶

ロースクールと法曹の未来を創る会 副代表理事 岡田 和樹 弁護士	3
第二東京弁護士会 会長 小川 恵司 弁護士	4

第 1 部 基調講演	5
-------------------	---

「リーガル・リテラシーのあり方と法曹養成制度」内田 貴 氏

- 1 法学部の人気が凋落し、司法試験志望者数が減少している
- 2 司法試験志望者数が減少している理由
 - (1) 弁護士の需要は拡大している
 - (2) 志望者数の減少は制度設計の失敗
 - (3) 失敗の原因
- 3 欠けていた視点
 - (1) 「この国のかたち」に欠けた視点
 - (2) リーガル・リテラシーの集中型モデルと拡散型モデル
 - (3) 質も重要
 - ・どのようなプラスアルファの専門性を持っているか
- 4 めざすべき方策
 - (1) 試験と専門教育
 - ・試験に手をかけて法曹の質を上げることはできない
 - ・大学院レベルの高度な専門教育において、素質のない人に素質を植え付けることはできない
 - (2) 考えられる方策と批判
 - (3) 優れた人材を含めるために
 - ・若者への発信
 - ・コスト、時間、リスク
 - (4) 考えられる障害
 - (5) 法科大学院のゆくえ
 - ・法科大学院はいらないのか？
 - ・弁護士の手による司法修習制度

第 2 部 パネルディスカッション	17
--------------------------	----

「今、社会が求める弁護士の質と量を問う」

登壇者：内田 貴 氏、富山 和彦 氏、大野 顕司 氏

司会：榊原 美紀 氏

閉会の挨拶

ロースクールと法曹の未来を創る会 代表理事 久保利 英明 弁護士	34
----------------------------------	----

シンポジウムの趣旨および概要

現在、多くの企業や団体、官庁、法律事務所では弁護士の採用難が問題になっている。弁護士の雇い手は、全国にある約1万7000の法律事務所のほか、上場企業だけでも4000社近い企業があり、行政機関も、中央省庁以外に、都道府県市町村など地方公共団体だけでも、1788団体ある。すなわち、潜在的な弁護士の雇い手は、数万社（法人）以上あるはずだが、近年、それに見合う供給（司法試験の合格者）を輩出できていない状況が続いている。

2000年から様々な分野で行われた司法制度改革では、「多様な弁護士」が必要であるとして、毎年3000人以上の新規法曹を輩出することを前提に、法科大学院制度が導入された。しかし、閣議決定された「司法試験合格者3000人」という約束は実現せず、合格者の数は、最も多い2012年でも2102名で、法科大学院修了者の合格率も想定された7、8割の半分以下の3割程度にとどまった。このような低い合格率の故に、法科大学院への入学者は大幅に減り、2016年以降は、2000名を下回り続けている。また、司法試験の合格者も、2015年以降減り続け、2022年は、1403名にまで落ち込んでいる。この数値は、司法制度改革以前の旧司法試験時代の合格者すら下回っているのである。

しかも、不足しているのは、新人弁護士の「数」だけではない。採用する側は、単なる法律知識だけでなく、ビジネスに詳しい弁護士、経営に参画できる弁護士、語学力のある弁護士、ITやAI、DX、ブロックチェーンなどの先端技術に詳しい弁護士を含め、多様な知識、経験のある弁護士を求めている。これに対し、新人弁護士の質は、こうした要請に応えているとは言えない。

さらに、今年新規登録した弁護士のうち、女性

は、3割に達しない。「女性活躍」が標榜される中で、こうした事態も放置することは許されない。

このような問題意識のもと、弁護士の「質」と「量」をテーマとするシンポジウムが2023年11月27日、「ロースクールと法曹の未来を創る会」（以下「Law未来の会」）主催、公益社団法人経済同友会、第二東京弁護士会後援により開催された。

シンポジウムの冒頭では、Law未来の会の副代表理事である岡田和樹弁護士より、本シンポジウム開催の趣旨が語られた。また、第二東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長の小川恵司弁護士からは、法曹志願者の減少という司法の抱える問題と本シンポジウム開催に寄せる期待が語られた。

シンポジウムの第1部では、東京大学名誉教授の内田貴氏から「リーガル・リテラシーのあり方と法曹養成制度」というテーマで基調講演がなされた。また、第2部では、内田貴氏に加え、日本取締役協会会長の富山和彦氏、住友化学株式会社常務執行役員の大野顕司氏を迎え、「今、社会が求める弁護士の質と量を問う」というテーマでパネルディスカッションが行われた。司会は、マクニカホールディングス株式会社執行役員・ジェネラルカウンセル、前日本組織内弁護士協会理事長の榊原美紀弁護士が務めた。

シンポジウムの結びとして、Law未来の会の代表理事である久保利英明弁護士より、弁護士の質と量を高めるための今後の活動への期待が語られるとともに、各登壇者に感謝の言葉が贈られ、盛況のうちに閉幕となった。

開会の挨拶

ロースクールと法曹の未来を創る会 副代表理事
岡田 和樹 弁護士



ここにおいでの皆様はあまりご存じでないかもしれませんが、今、経済界でも、法律事務所でも、「弁護士が採用できない」という声が高まっています。どこへ行っても、「新人弁護士が採用できない」との声を聞きます。

ところが、司法試験の合格者数、つまり新規に登録する弁護士の数を決めているのは法務省ですが、こうした声は、法務省になかなか届きません。私ども Law 未来の会は、10年近く、「もっと弁護士を増やせ」という活動をやってきましたが、こういう声は、なかなか届きませんでした。ところが、最近になって、「弁護士が足りない」という声が高まってきたことをひしひしと感じています。新聞報道などでもいろいろな形で出てきました。私たちは、これを法務省にぶつけたいと考えています。

そうした中で、今日お話をうかがう内田貴先生が、「ロースクール制度をはじめとする平成の司法改革の失敗を受けて、新しい改革に乗り出すべきだ」ということを、産経新聞で述べられました。内田先生は、我々から見ると雲の上いらっしゃる方ですが、その内田先生が私たちと同じ考えだったのかということを知りました。そこで、私たちは嬉しい驚きをもって内田先生のところへ、「こういうシンポをやりたいので、講師をお願いしたい」と申し上げたところ、快く引き受けてくださいました。

それから、もう一人の講師は、経済同友会の前

副代表幹事で、今は日本取締役協会の会長をされている富山和彦さんです。富山さんも、先般、日経新聞で、「弁護士の活躍の場はこんなに広がっている」、「社会はそれを求めている」と書かれました。さらに、もう一人は、住友化学常務執行役員の大野顕司さんです。大野さんには、前から Law 未来の会のお話はしていたのですが、「今は声をあげる時期だと思う」とおっしゃっていただきました。

そこで、今日は、このお三方に「今、社会が求める弁護士の質と量を問う」というテーマで語っていただくことにいたしました。

内田先生がおっしゃるとおり、「平成の司法制度改革」に、区切りを付ける時期が来ていると思いますが、来るべき「令和の司法制度改革」の理論的支柱となるようなお話を伺えるのではないかと、期待しております。

では、よろしく願いいたします。(拍手)



開会の挨拶

第二東京弁護士会 会長

小川 恵司 弁護士



私が第二東京弁護士会の会長になるときの公約は、「魅力ある弁護士の時代を築く」ということでした。今まで日本の司法がこれだけの役割を果たしてきたのは、素晴らしい人材、先輩方が社会の様々なところで活躍してくれてきたからです。

行政に比べて司法というのはものすごく少ない人数です。司法が三権の一翼を担ってきたが、一時期に比べて今は受験生が減ってしまった。これは、来年頑張れば何とかなるだろうという話ではなく、根本の何かから変えていかなければいけない。若い人にもっと法曹のことを知っていただき、司法の一翼を担いたいと思う人材に1人でも多く法曹界に来ていただきたい。誰かがそう思って物事を進めていかなければ何も変わらないという思いで、会長に立候補し、公約の1つとして掲げたのです。

11月8日、司法試験の合格者発表がありました。ご存じの通り、合格者は1781人。これを多いと見るか、少ないと見るかですが、早速これは多いと言い始めている方もいます。これでいいのだろうか、どこかの段階で真剣に検討しなければいけない。それがまさに今であり、このシンポジウムは時機を得たテーマではないかと思っています。

久保利英明先生の受け売りですが、質のいい弁護士、よい弁護士があまねく世の中で仕事をすれば、正義の総量が増えて世の中がよくなる。これは僕も、30年程度の弁護士生活ですが、そのこ

とは実感しております。世の中がよくなるために、我々は、このテーマを真剣に考えなければならぬと思います。

今日このシンポジウムが1つのきっかけになって、世の中が変わっていくことを大いに期待しております。本日はよろしく申し上げます。(拍手)



リーガル・リテラシーのあり方と法曹養成制度



講演者

内田 貴氏（東京大学名誉教授、弁護士）

1 法学部の人気は凋落し、司法試験志望者数が減少している

深刻な司法試験志望者の減少

今、法学部の人気は落ちていますが、より深刻なのは、司法試験を目指す人たちの数が減っていることです。人材の質というのは、それを目指す人たちの潜在的な数の大きさに依存します。その数が小さくなるということは、人材の質が低下することを意味することが、少なくないわけです。

そうであるとする、この数が減るのは、日本の法曹養成にとって重大な問題と言わざるを得ません。今年は、司法試験の受験者も合格者も、前年より若干増えたと報道されていますが、今年特有の事情¹もあったため、全体的な大きな傾向が変化したとは思えません。

そもそも、旧司法試験時代を振り返りますと、法科大学院ができた2004年頃の当時の司法試験の合格者の数は、現在とあまり変わりのない1500人前後でした。しかし、司法試験の出願者数は約5万人でした。現在は、司法試験の出願者数は、

比較にならないほど少ないのですが、司法試験の受験資格を得るための法科大学院の出願者数で比べると、法科大学院ができたとき、最初のピーク時は7万人を超えていました。その後は激減して、1万人を割り込み、2023年は、辛うじて1万人を少し超える程度の数になっています。このように法曹の志願者は大きく減少しています。

2 司法試験志望者数が減少している理由

(1) 弁護士の需要は拡大している

裁判の減少と弁護士の役割の拡大

ところで、司法統計を見ますと、日本では民事訴訟が減っています。また、刑法犯も減っています。しかし、これは社会における法の役割が減少しているということではなく、むしろ法が行き渡っているために生じている現象であるように思います。

民事訴訟について言えば、トラブルや紛争自体が減っているわけではありません。ただ、法に則った解決をすればどうなるかについての予測を立て

1 2023年の司法試験より「在学中受験資格」が導入された。司法試験を受験するためには、従来、法科大学院の課程の修了又は司法試験予備試験の合格が必要だったが、2023年の司法試験から、新たに、法科大学院の課程に在学する者であっても、一定の要件を満たした者（具体的には法科大学院の最終学年に在籍中で、その年度中に修了見込みである者）についても、司法試験を受験できるようになった。これにより、2023年の司法試験特有の現象として、司法試験受験者が増加したものとみられる。

うる場合が増えているように思います。そうであれば、当事者としては、よほどの理由がない限り、お金と時間のかかる訴訟を避け、さまざまなチャンネルを利用して紛争を解決しようとするわけです。

民事訴訟が減っている大きな理由の1つは、この点にあると思います。そして、そのプロセスの中で、弁護士などの法律家が大きな役割を演じているわけです。

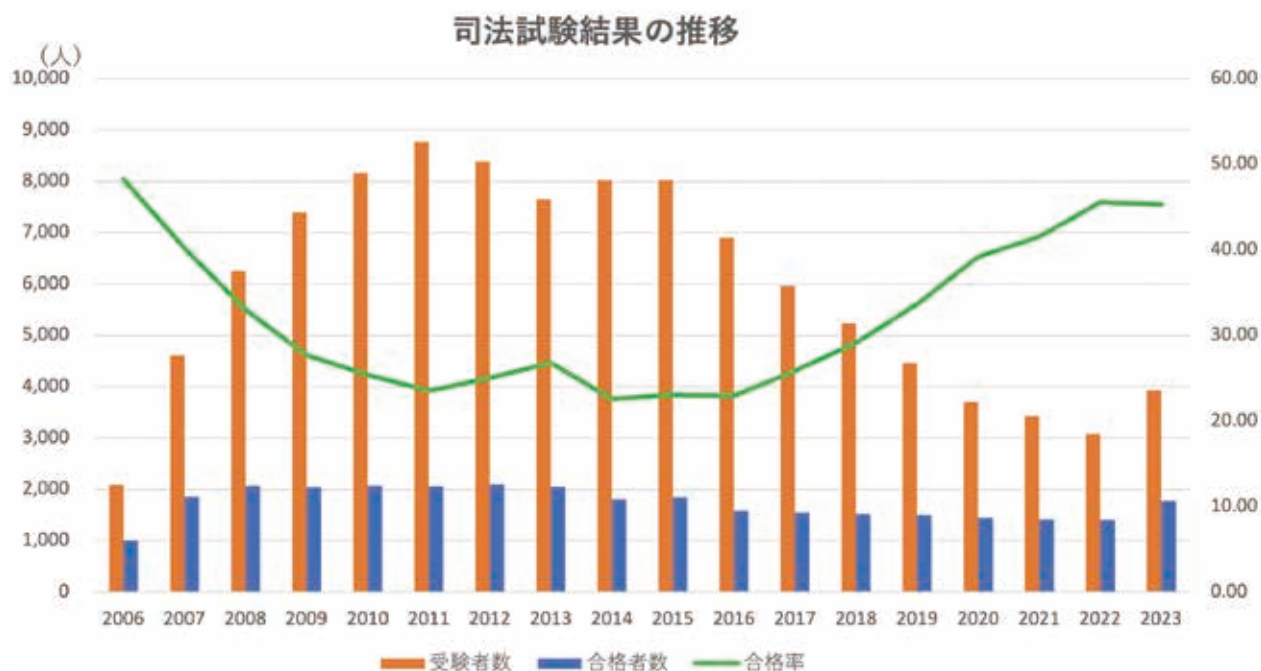
また、弁護士の役割は紛争解決だけではありません。企業買収や事業承継、あるいは新たな投資スキームの設計、こういった日常の事業活動の中で弁護士が不可欠である場面がますます増えています。

このように、弁護士が活躍する領域がどんどん拡大していて、しかも、その弁護士の仕事はやりがいのある仕事です。それにもかかわらず、なぜ司法試験の志望者が減っているのか。その理由を一言で言えば、法曹養成制度の制度設計の失敗によるのです。

(2) 志願者数の減少は制度設計の失敗 活気に満ちた設立当初の法科大学院

2004年に法科大学院制度が導入されました。その初年度、法学部を出ていなくても7割以上の確率で司法試験に合格し、弁護士の資格が得られるという誤解が広がりました。冷静に考えれば、これは正しくないことはすぐ分かります。しかし、そのような誤解が広がった。その結果として、初年度の法科大学院には非常に幅広い領域から、大変優れた人たちが多数集まりました。先ほど申し上げた、志願者7万人という年です。理科系出身者もいました。企業の様々なフィールドで活躍をしていた方々も、法科大学院にやってきました。

私は、2007年の秋に東京大学を退職して法務省に移りましたが、それまで、法科大学院発足直後の数年間、その教育に携わりました。当時の教室は、実に活気と刺激に満ちていました。そして、そのときの学生たちは、今弁護士となって現実に活躍しています。制度設計次第で、法曹に多様な人材を集めることができることを証明したといえるだろうと思います。



(法務省公表資料をもとに著者作成)

法科大学院志願者の急速な減少

ところが、その後、急速に志望者が減少しました。とりわけ未修者です。私はこの「未修者」という言葉が嫌いで、重要なのは法学が未修であることではなく、法学以外の専門性を持っていることだと思うのですが、そういう人たちの受験が、急激に減っていきました。

そして、未修者コースは、法学部にいながら法律をきちんと勉強していなかった人たち、そういう意味での未修者ばかりになってしまいました。これもひとえに法曹養成制度の制度設計の失敗によります。司法試験合格に要する費用と時間を膨大なものにした上に、合格率を低いままに抑えたために、実務法曹を目指すことがとてつもなく大きなコストとリスクの伴う選択になってしまった。その結果、優秀な人材にとって、自分の人生を懸けるようなチョイスではなくなってしまったということです。

このような失敗に至った原因はどこにあるのか。それは、司法制度改革審議会が掲げた理念と、実際につくられた制度が、まったく不整合であったところにあります。むしろ理念の実現とは正反

対の方向に事態を進行させるような制度が設計されてしまったのです。

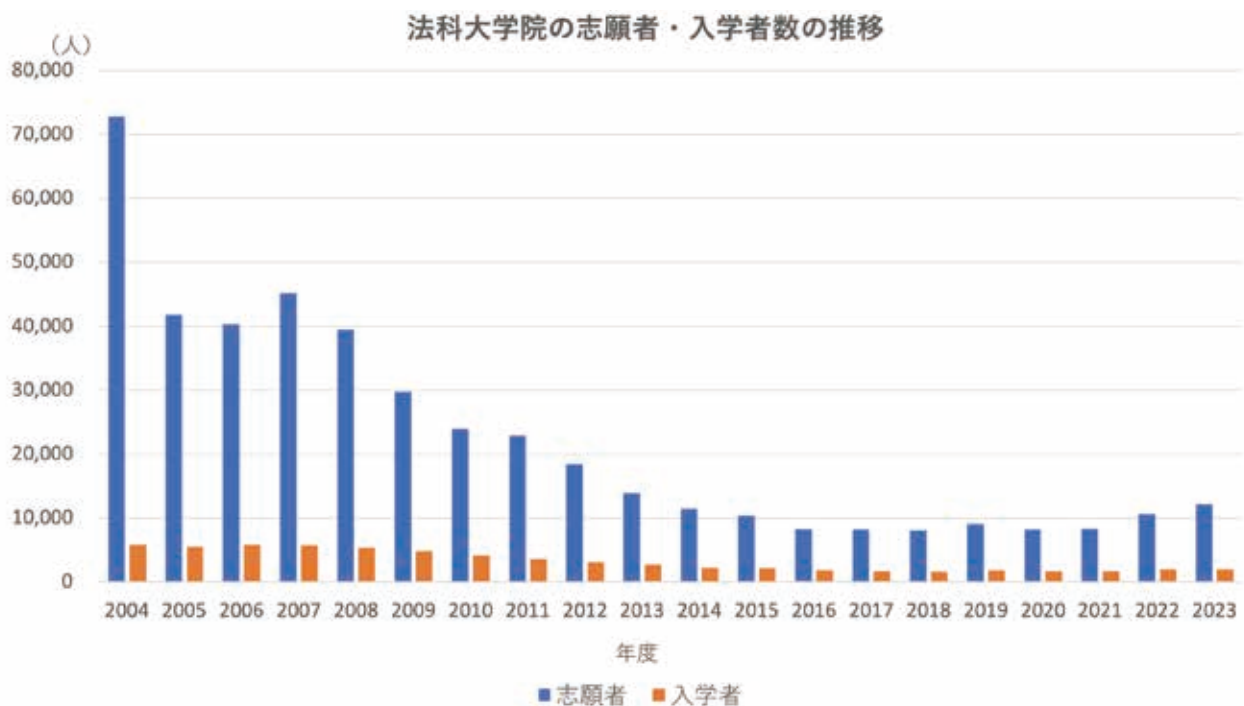
(3) 失敗の原因

ペーパーテストで選別できるという幻想

制度設計の失敗の原因はどこにあるのか。多数あると思いますが、根本的な点を1つ挙げるとすれば、それは、ペーパーテストによって優れた実務家を選別できるという幻想にとらわれたことにあります。

このような幻想が存在したために、いくら法科大学院という教育のプロセスに手をかけても、最終的な司法試験というペーパーテストで厳格に選別しなければならないという固定観念から逃れることができなかったわけです。

では、この幻想の根源はどこにあるのか。私は、かつての合格者450人時代の旧司法試験にあると思います。この時代、2万人から3万人の受験者の中から、450人から500人くらいの合格者が選ばれていました。そして、実際に優れた法曹が選ばれていました。このために、この時代の法曹たちの間に、自分たちは困難な試験を突破した



(出所：文部科学省法科大学院等特別委員会(第102回)配布資料2-3②)

https://www.mext.go.jp/content/20210201-mxt_senmon02-000012351_9.pdf

から優れているのだという幻想を生み出したように思います。

旧試験合格者が優秀な理由

しかし、これは幻想だと私は思います。確かに彼らは優れていた。しかし、彼らが優れていたのは試験が難しかったからではなく、優れた人材が司法試験に集まっていたからです。

私は、旧司法試験の試験委員を10年近く務めました。毎年1000枚に及ぶ論文試験の答案を採点し、おびただしい数の口述試験を実施しました。その経験からいって、旧司法試験の、例えば500人合格した年の500番のビリで合格した人と、1000番で不合格であった人との間に、弁護士としての能力という点で質的な違いがあったとは思えません。試験委員の実感として、少なくとも数百万人の受験生のうちのトップ1割ぐらひは、誰が合格してもおかしくない程度に優れた人材であった可能性が高いと思います。

司法試験に合格する能力と弁護士として活躍する能力

そもそも司法試験に合格する能力とはどういう能力か。論文試験の場合、科目はたくさんありますが、どの科目も論点を落とさず、かつマイナスになることを書かない答案を作る能力です。

かつて旧司法試験の論文試験の採点をしていましたと、昔、「金太郎飴」という言葉がありました。まったく同じ内容の答案が際限なく続きます。これは予備校教育の「成果」だと思います。結局、差が付くのは、優れた記述がある答案に高い点数を付けることによってではなく、うっかり論ずべき論点を落としてしまった答案に低い点を付けることによって、ということになります。

しかし、その論点を落とした答案を読んでいて、もしこの答案の解答者に、「ほかに論点はありますか」と一言問うことが許されれば、その解答者は「あっ」と気が付いて、その論点についてきちんとしたことを書きたらうと思われました。他の記述はしっかりしているわけですから、その論点についてだけ知識が欠けているとは考えられ

ないわけです。

そのような能力の差が、弁護士として活躍する能力に直結しているとは、とても思えません。しかし、そのような試験であっても、きちんと優秀な法曹が選ばれていた理由は何か。それは、誰が合格してもおかしくないような優れた人材が十分な数、受験生の中に含まれていたからです。

司法制度改革は以上の点についてまったく認識を誤っていたと思います。法曹を目指す人たちの集団の中に人材を集める工夫が、何よりも重要であるということを見落としていました。放っておいても優れた人たちが受験しに来るに違いない、と理由なく慢心していたのではないのでしょうか。法学部の求心力が陰っているということについても、正しく読み切れていなかったと思います。

3 欠けていた視点

(1)「この国のかたち」に欠けた視点

「この国のかたち」をつくったもの

司法制度改革審議会の意見書が2001年6月に発表され、これに従って、小泉内閣のもとで司法制度改革が実行に移されました。そして、法科大学院の設置などが行われたわけです。この意見書は、司馬遼太郎の小説のタイトルである『この国のかたち』という言葉を用いて、非常に格調高く改革の理念を語っています。

しかし、根本的な点で重要な視点が欠けていた、と私は思います。それは何かというと、とりわけ戦後の日本が、これほど急速に社会の構造改革を成し遂げて、経済成長のための制度運営に成功したのはなぜか、という視点です。

戦後、日本は憲法を根本から書き換えて、まったく新たな法律を大量に作りました。税制改革、農地改革から始まって、おびただしい数の法律を作っていました。そして、それによって新たな国の仕組みをつくっていったわけです。やがて経済成長が始まると、それを支えるためのいわゆる業法も大量に作りました。

こうして、明治時代の日本と同様に、この時代も、「この国のかたち」をつくっていったのは法



律によってでした。ただ、明治時代と違っていたのは、戦後の日本はすでに高度な経済活動を行ってしまっていたので、経済活動を行うプレーヤーたちが大量に存在していた、ということです。もちろん戦災による打撃はあったわけですが、しかし、プレーヤーは大量に存在していました。明治時代には、渋沢栄一のような経済活動を行うプレーヤーそのものをつくり出さなければならなかったわけですが、この点が戦後の大きな違いです。

戦後の構造変革における法学部卒業生の役割

したがって、法律を作ることによって、日本の国の構造を変えていかなければいけないというこの時代、その構造変革は、既存のプレーヤーたちが作られた法律に対応して自らの行動を制御できなければ、実現しなかったわけです。問題は、なぜそれがこれほど円滑に実現したのかということです。

明治時代以来、日本は、法学部に文科系の人材を集めてきました。彼らのうち、実務法曹になるのはごく一部であって、大部分は中央官庁や地方の公務員になったり、あるいは会社に就職したりしました。戦後について見ても、法科大学院がで

きるまで、日本には100に近い数の法学部があり、毎年約4万5000人の卒業生が生み出されてきました。このうち実務法曹になったのは1～2%にすぎません。

むろん、4万5000人の法学部卒業生といっても、そのすべてが十分な法的素養を身に付けていたとはいえないだろうと思います。しかし、契約書などの法的文書を見せられたときに、多少なりともその意味を理解することができる人材が、毎年4万人以上いて、その中の優秀な人材が中央や地方の官公庁に就職したり、大企業に大量に入っていったわけです。会社では、法学部出身者は、営業部やその他、法務部以外のところにも大量に存在していて、経営トップのかなりの割合が法学部出身という時代でした。

リーガル・リテラシー

ところで、法に関する知識は、もちろん暗記を伴います。ただ、暗記するといっても『百人一首』を覚えるのとは性質が違います。どう違うのかというと、法についての知識は、ちょうど外国語を学ぶのと同じで、世の中のあらゆる活動を、法の言葉と論理で表現するものなのです。法の知識は、

それを学んだ人たちの頭の中に、新しい思考様式を植え付ける、そういう知識です。

たとえば、素人が見て、「取引をしている」と表現するような活動を、「契約」「意思表示」「債権」「債務」といった概念を使って表現し理解する、そういう能力です。

この能力のことを、言語を理解する能力として用いられるリテラシーという言葉を使って、「リーガル・リテラシー」と呼びたいと思います。

(2) リーガル・リテラシーの集中型モデルと拡散型モデル

リーガル・リテラシーの集中型モデル

明治の終わり頃から戦後にかけて、日本社会は、弁護士の数こそわずかでしたが、実はいま申し上げたような意味でのリーガル・リテラシーが、社会に幅広く拡散していた社会でした。実は日本社会は、リーガル・リテラシーの極めて高い社会であったのです。

アメリカには弁護士が130万人あまりいます。このように法律専門家の数は多いのですが、他方で、法律専門家ではない人たちには、法知識がまったく分布していません。なぜなら、アメリカの大学には法学部がないからです。アメリカでは法学は、法曹を養成する学校であるロースクールでのみ教えられます。

つまり、アメリカの法律家は日本でいえば医者のようなもので、日本では、医者は医学の知識を独占しています。日本では、一般の人は、医学に関しては『家庭の医学』程度の知識しかない。それと同じで、アメリカでも法律家、弁護士は法の知識を独占していて、素人とプロとの間の壁ははっきりしているわけです。

こういう社会を、「リーガル・リテラシーの集中型モデル」と呼びたいと思います。「集中型モデル」というのは、法の知識を専門家が独占的に、集中的に持っている社会のことです。

リーガル・リテラシーの拡散型モデル

他方で、これまでの日本社会はリーガル・リテラシーが拡散して存在していました。実務法曹ではないけれども法の知識を持っている人たちが、社会の中に広く拡散して存在している。このような社会を、「リーガル・リテラシーの拡散型モデル」と呼ぶことにしたいと思います²。

かつての日本は、典型的な「拡散型モデル」の社会でした。とりわけリーガル・リテラシーを備えた優秀な人材を中央省庁が多数擁している社会でした。その人材が、その知識を活用して法律を作り、精緻な政省令を整備していきました。そして、司法制度改革審議会の意見書が改革すべき対象として批判した、いわゆる「事前規制型社会」を築いていったわけです。

他方で規制を受ける側、民間の側も、企業を中心に法知識を備えたリーガル・リテラシーの高い人材が豊富に存在していて、それが戦後の日本社会の制度運用を支えていました。新たな事態に対応するための政策は、官僚たちによって直ちに法律にされて公布され、それに伴う精緻な政省令が作られる。すると、街の書店には新法の解説本が山のように並び、民間企業の担当者はそれを読んで、自らの行動を柔軟に制御していったわけです。

このような社会の特質は、一朝一夕に備わるものではありません。「法科万能」といわれ、法学部が文科系のエリートを集めるという、明治以来の日本の伝統が1世紀かけて築き上げてきたもので、それが、戦後の官主導による経済成長を支えた知的インフラだったのです。

拡散型モデルから集中型モデルへの転換

しかし、司法制度改革は、日本社会を、実務法曹が法知識を独占する集中型モデルの社会へと転換する選択をしました。

今や、日本の社会に拡散していたリーガル・リテラシーは、急速にその質を低下させています。

2 「リーガル・リテラシー」の概念、およびその「集中型モデル」「拡散型モデル」については、内田貴「法科大学院は何をもたらすのか または 法知識の分布モデルについて」UP402号(2006年)、Annelise Riles & Takashi Uchida, "Reforming Knowledge? A Socio-Legal Critique of the Legal Education Reforms in Japan", 1 Drexel Law Review 3 (2009) 参照。

その低下の影響、「集中型モデル」への転換の影響が如実に表れているのが、霞が関だろうと思います。中央官庁の公務員におけるリーガル・リテラシーの質が、今、低下しています。かつて中央省庁では、官僚が立法のノウハウを独占していました。しかし、今では弁護士を任期付きで雇って、彼らに頼る傾向が次第に顕著になってきています。

私は、そのこと自体を悪いとは思いません。しかし、そのような「集中型モデル」への転換をするのであれば、アメリカがまさにそうであるように、社会のリーガル・リテラシーの低下を補うために、十分な数の実務法曹を提供する必要がありますのです。

50万人の弁護士がいたら

アメリカにおける130万人あまりの弁護士の数を、人口比で日本の人口に置き換えますと、弁護士が49万1000人ほどの数になります。べつに私はこの数を目標にすべきだと言うつもりはありませんが、思考実験として、約50万人の弁護士がいるというのがどういう社会か、考えてみた

と思います。

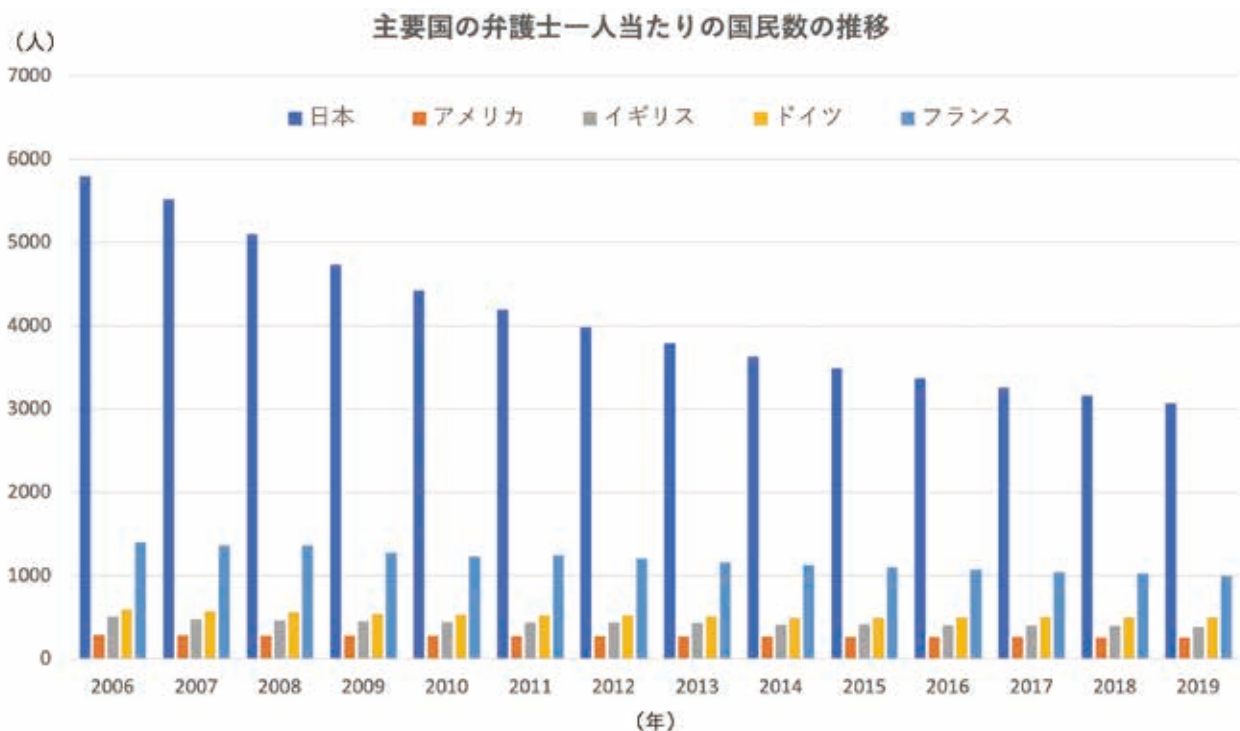
日本では医師の数が約34万人、歯科医師が約10万人ですから、あわせて44万人です。その数より多いわけですから、いったいどういう社会だろうか。

たとえば、法律関係の仕事をする国家公務員、地方公務員は、すべて弁護士資格を持っている。会社の法務部は、もちろん全員弁護士によって占められている。

最近、国会議員に弁護士が増えたと言いますが、それでも現在、日本の国会議員の弁護士の割合は、衆参両院併せて、平均で約5%です。これに対し、アメリカの連邦議会の議員は、弁護士が半数を超えます。議員だけではありません。議員秘書も弁護士、ロビイストも弁護士です。大統領46人のうち約6割の28人が弁護士出身者です。

このような社会になれば、仮にリーガル・リテラシーの集中型社会となったとしても、法知識が社会に十分行き渡っていると見えるだろうと思います。

これに対して、現在の日本のような弁護士の数



(『弁護士白書』をもとに著者作成)

で、実務法曹以外の社会のリーガル・リテラシーの質を低下させていきましたと、司法制度改革前の日本よりも、リーガル・リテラシーの低い社会になってしまいます。そのことが、日本という国家の行く末に及ぼす悪影響も、きちんと考える必要があるわけです。

(3) 質も重要

プラスアルファの専門性

さらに、問題なのは数だけではありません。弁護士も質も向上していかなければ、司法制度運用の質が低下してしまいます。とりわけ重要なのは、今日社会で必要とされているリーガル・リテラシーが、さまざまな専門性と結び付くことが求められているということです。

訴訟を見ましても、私も弁護士の端くれで、若干の裁判の代理人をやっていますが、コンピューターサイエンスなどの先端技術の知識がなければ、そもそも理解できない訴訟が非常に増えています。また、医学や建築のような、専門知識がなければ理解できない訴訟も増えています。

東京などでは専門部が設けられていますけれども、そういう裁判が増えています。このようにプラスアルファの専門性が必要な紛争が増えているわけです。

さらに裁判外でも、たとえば、企業の合併や事業承継、あるいは新たな投資スキームを設計するという仕事は、法律の知識のほかに税務や会計の知識が不可欠です。

さらに、今、弁護士の仕事として脚光を浴びているのが危機管理で、第三者委員会をつくるのが流行っています。危機管理においても、法律の知識に加えて、まず経営の知識や経営のセンスも必要だろうと思います。そして、情報セキュリティの知識、あるいは安全保障や災害についての知識等々が必要になります。

国際競争力を持った弁護士の養成

つまり、弁護士の仕事もますます専門化していて、法律に加えてどのようなプラスアルファの専門性を持っているかで、競争していく時代に入っ

ているわけです。

国際性の加わる紛争も増えています。とりわけアジアの法務市場における国際競争、これは非常に激しくなっています。今のままでは、中国とアメリカの弁護士に席卷されてしまうだろうと思います。国際競争力を持った弁護士、つまり、アジア地域の外国法や外国語の能力を持った弁護士を養成することも急務です。

このように見てくると、法律以外の専門を持った質の高い弁護士を大量に養成する必要があると思われま

4 めざすべき方策

(1) 試験と専門教育

試験に手をかけて質を上げることはできない

では、そのような質の高い弁護士を養成するにはどうすればよいのでしょうか。まず、法曹養成の制度設計において踏まえておくべき最も重要な事柄を2つあげたいと思います。

第1の重要な点は、司法試験のような試験に手をかけて凝ったものにするこ

ことで、法曹の質を上げることはできないということです。これは、大学で長年教育に携わった者であれば誰でも知っていることですが、質の低い受験者の集団に、どんなに手の込んだ難しい試験をしてみても、みんなが低い点数になり、選別効果が落ちるだけで何の意味もないということです。

人材の質を高めるために試験にコストをかけるのは愚かなことである。これがまず大前提とされる必要があります。

「弁護士黄金時代」

私は、明治時代の日本の弁護士について調べたことがあります。明治20年代に、日本で極めて優秀な弁護士が集中的に誕生した時期があります。これは、弁護士の歴史研究の中では「弁護士黄金時代」と呼ばれている時期です。

このとき弁護士になった秀才たちが、その後、戦前期の日本の実務法曹界をリードしました。そのような法曹養成に成功した理由は何か。当時の

弁護士試験がよくできていたのか。そんなことはありません。では、当時、手の込んだ実務法曹養成教育をしていたのか。そんなことはまったくありません。

成功した理由はただ一つ。当時の最優秀の人材が弁護士を目指したからです。

成功した理由

そのような現象が生み出された理由は、いくつかあると思いますけれども、大きいのは、当時、イギリスやアメリカで法学を学んだ人たちが、日本で最初の法学教育を東京大学や私立の法学校で始めて、そこで「西洋では弁護士がいかに重要な職業であるか」を説いたことだと思います。

アメリカでは、弁護士は優れた政治家を生み出す供給源である。数多くの大統領が弁護士から誕生している。イギリスでは、バリスタはジェントルマンの代表である。裁判官もバリスタから選ばれるし、バリスタのトップであるロードチャンセラーは首相よりも偉く、給料も首相より高い——そういう話を聞いて、それに感化された若者たちが、一時期、弁護士を目指したわけです。

それは、東京帝国大学の法科大学が官僚養成機関へとシフトするまでの、ほんのわずかな期間でしたが、この期間に、当時の官学や私学の法学校から、並外れて優秀な弁護士が集中的に輩出されたわけです。

このような歴史研究からもいえることは、真っ先にコストをかけるべきなのは、司法試験や法曹教育の中身ではないということです。もちろんそれも大事ですが、それよりさらに大事なのは、法曹を目指す人たちの中に優秀な人材を集めるための方策であるということです。

大学院レベルの高度な専門教育において

素質のない人に素質を植え付けることはできない

法曹養成制度設計において踏まえておくべき第2の重要な点は、大学院レベルの専門教育においては、素質のある人の素質を伸ばすことはできるが、素質のない人に素質を植え付けることはできないということです。

これは、スポーツを例にとってみると分かりやすいと思います。基礎的な運動の場合、正しい指導が行われれば、運動神経が乏しい子どもであっても、必要な筋力を付けるトレーニングをし、正しい指導をすれば、ある程度速く走れるようになると思います。

しかし、これは基礎的な運動の話であって、野球で甲子園を目指すとか、器械体操で国体やオリンピックを目指すレベルになりますと、運動神経のない人にどんなにトレーニングをしても、それは本人に酷なだけでまったく無駄な努力です。

実務法曹も一定の素質、適性が必要な職業です。誰でも努力すればなれるというものではありません。法科大学院をつくっていかにも優れた教育をしても、素質のない人を優れた法曹にすることはできません。やはり法曹教育に入る前の段階で、優れた人材を集める必要があるわけです。

(2) 考えられる方策と批判

AI時代に試験で弁護士の能力ははかれない

以上の2点を踏まえたとき、では、どうすればよいのか。考えられる1つの方策は、極端かもしれませんが、とにかく素質のある人たちが含まれるように、大きな数の人たちに思い切って法曹資格を与えて、あとは優れた弁護士が成功するという市場競争で人材を生み出すことだと思います。

こういうことを言うと、すぐにいろいろな批判が飛んできます。「依頼人が被害に遭うではないか」という批判があるでしょう。しかし、そもそも弁護士は、記憶した知識だけで仕事ができるわけではありません。ペーパーテストの成績がいいからといって、弁護士として頼りになるとは限らない。ペーパーテストの成績が悪くても、人生経験を積んだ人の方が弁護士として頼りになることもあります。

それに、そもそもペーパーテストではかるような法律の知識は、AIによって代替される時代がもう目の前まで来ています。ペーパーテストの成績を自慢しても何の意味もない時代が、もうそこまで来ているわけです。

弁護士を増やして透明性を高める

そこでやるべきことは、思い切って弁護士の数を増やした上で、個々の弁護士の実績について透明性を高め、情報を公開することです。

重い病気になると、この病気の専門医はどこにいるのか、良いお医者さんはどこにいるのか、一生懸命探すわけです。それと同じように、公開された情報から優れた弁護士を選べるようにすればよいわけです。こういう意見は弁護士からは受けが悪いと思いますが、国民の利益のためには、本来、そうあるべきではないかと思います。

弁護士の数が増えると食べていけない？

また、私のようなことを言いますと、「弁護士の数が増えると生活できない弁護士が出てくる」という批判があります。しかし、これは私にとって何とも理解に苦しむ意見です。資格を取って法律事務所の看板を掛けさえすれば食べていけるようにすべきだという意見であるとすれば、とんでもない考え違いだろうと思います。

どんな商売でも、営業努力なくして顧客を獲得することはできません。弁護士の資格を取って法律事務所を開いたはいいけれどもお客が来ない。自分には顧客を獲得する営業のセンスがないと感じたら、飢えるまでその事務所に座っている必要はないのです。普通に会社や役所に就職すればいいだけの話です。

ただ、その場合はもちろん、資格があるからといって、すぐには厚遇はされないとします。しかし、弁護士の資格を持っていることで何か役に立つ仕事ができれば、それ相応の待遇が得られるだろうと思います。

(3) 優れた人材を含めるために

若者への発信

さて、以上のような方策がうまくいくためには、数を増やした司法試験合格者の中に、確実に優れた人材が含まれている必要があります。ダメな人ばかりを増やしても意味がないわけで、優れた人が含まれている必要がある。

司法試験志望者の中に優秀な人材を集めるため

にはどうすればよいか。2つ挙げたいと思います。

第1に、現実には弁護士がやっている仕事を、もっと若者に対して発信することです。私は今、弁護士業界の片隅に身を置くようになって、あらためて感じていますが、弁護士の仕事には、血湧き肉躍る、わくわくするような、やりがいのある仕事がたくさんあります。

それをテレビの弁護士ドラマに頼るのではなく、大学以前の教育の場で、もっと具体的に、そしてもう少し遠慮なく発信すべきだと思います。

コスト、時間、リスク

第2に、多様な能力のある人たちが弁護士を目指そうと考える程度に、弁護士になるコスト、時間、リスクを小さくすることです。これが重要です。

アメリカも中国も、弁護士になること自体は比較的容易です。しかし、弁護士試験に合格したからといって、何の保証もない。なった後の競争が激しいわけです。

そして、アメリカも中国も弁護士は大量にいますが、トップクラスは非常に優秀です。

(4) 考えられる障害

既存の法曹のエリート意識

以上のような制度改革をしていく上では、いろいろな障害があると思います。中でも一番厄介な障害は何か。私に言わせると、それは既存の法曹のエリート意識であると感じます。少数精鋭という意識が、エリート意識の源泉になっていた可能性があります。

「何十万人も弁護士がいたら、ありがたがられなくなるのではないか」と言う人がいます。「簡単に受かった連中と同じに見られるのか」という意識もあるでしょう。「司法書士より受かりやすくなるのですか」と言う人もいます。

もともと弁護士と司法書士はやっている仕事の違いですが、司法書士には大変意欲的な人たちがたくさんいることを、私は知っています。もし弁護士になるハードルが下がれば、彼らが大挙して弁護士業界に参入してきて、例えば登記に詳しい

弁護士という形で、好ましい競争が促進されるだろうと思います。

現在弁護士をやっている方々からは反発を受けるかもしれませんが、弁護士というのは、本来は、激しい競争の中で成功をつかみ取る専門職であると思います。このエリート意識は克服していかなければならないと思います。

(5) 法科大学院のゆくえ

変質してしまった法科大学院の位置づけ

さて、以上のような発想で、仮に第2の司法制度改革をやった場合、法科大学院の位置づけはどのようなでしょう。

まず弁護士の資格を取るために、法学部で4年、法科大学院で2年ないし3年は、あまりに長すぎます。そこで、予備試験という抜け道がどんどん拡大してしまいました。

これに対応するために、2019年に「3プラス2」、すなわち学部3年と法科大学院2年の合計5年という奇妙な選択肢ができました。「法曹コース」と呼ばれています。今年は、このコースの人たちが初めて司法試験を受けたわけです。

大学の法学部入学時からひたすら司法試験を目指して勉強すれば、学部を3年で終えて法科大学院に入れる。法科大学院に入れば、2年目で司法試験を受験できるというわけです。

しかし、これが司法制度改革の目指した法曹養成の姿なのでしょう。予備校教育の弊害を克服しようとして始めた法科大学院が、とうとう学部まで巻き込んだ受験予備校に成り果ててしまったように見えないでしょうか。

法科大学院はいらないのか？

そんないびつな制度をつくるぐらいなら、かつてのように、法曹を目指す法学部の学生に、予備試験などなしに、直ちに司法試験を受験できるようにすればよいだけの話ではないでしょうか。そして、司法試験のハードルを下げた一定の能力さえあれば早く弁護士資格を取れるようにした上で、その優秀な人たちが自分の時間をプラスアルファの専門性を身に付けるために使えるようにす

べきではないでしょうか。

では、法科大学院はもういらないのでしょうか。後でお話する司法試験合格後の教育を別とすると、私は、法科大学院は未修者用の教育機関に特化するのによいのではないかと思います。ただし、ここでいう未修者は、「法学部で法学をきちんと勉強していなかった人」という意味ではなく、「法学以外の専門領域の学位を持つ人」という意味です。

その未修者の人たちを相手に3年間、集中的な法学教育を行って、きちんとプロセスで選抜した上で無事卒業できれば、司法試験で一定のアドバンテージを与えて、少なくとも7割が合格できるようにすべきだと思います。

司法試験は資格試験

そして、司法試験は一定の水準であれば合格できる資格試験に徹するべきではないかと思えます。未修者用の法科大学院を経ていない一般の法学部の学生は、プロセスによる選抜をまったく経ていませんので、かつての旧司法試験と同様に、択一試験（短答試験）で、基礎的な知識や基本的な論理的思考能力をチェックした上で、それを通過すれば、論文試験については7割程度が合格できるようにすべきではないかと思えます。

そして、合格者を何人と決める必要はないと思えます。7割が合格するのであれば、何人が受験するか、これは市場が決めることです。弁護士市場が飽和状態であると感じれば受験者は減るでしょう。

日本社会にとって、いったい何人の弁護士が必要か、これを決めるのは日本社会自身であって、政府の誰かお偉い方ではないと思えます。それが、規制緩和の時代のあるべき姿ではないでしょうか。

司法研修所と法科大学院の役割

しかし、そうなると、合格者全員を司法研修所に入れるのは現実的ではありません。そこで、司法研修所は、裁判官、検察官の養成機関として、任官するかどうか迷っている人たちも含めて、現在と同様、年間1500人程度を受け入れれば十分

だろうと思います。

他の合格者は、合格しただけではどうてい弁護士としての競争に勝ち残ることはできませんので、プラスアルファの能力を身に付ける教育機会が与えられるべきだと思います。そのために法科大学院を活用すべきではないか、と私は考えています。

法科大学院は、司法試験予備校もどきの教育ではなく、そのような教育を提供する高度な教育機関になるべきだと思います。たとえば、ある地方の法科大学院は、知的財産権についての高度な教育を提供する。ある地方の法科大学院は、経済学、経営学の学位を取れるような教育を提供する。そういう個性を競い合うべきではないかと思います。

法科大学院は基本的には大学に置かれるわけですが、大学に置かれている意味は、他分野の専門家を併任教授として動員できるところに求めるべきではないかと思います。

弁護士の手による司法修習制度

他方で、法科大学院によっては、全国いろいろな地域、大宮を含むいろいろな地域に設置して、その地域の弁護士事務所と組んで、「マチ弁」と

しての経験やノウハウを学ぶコースを提供するのもいいだろうと思います。これは、まさに弁護士の手による司法修習制度です。

私は、大学院の講義で久保利英明先生や岡田和樹先生の話聞くべきなのは、司法試験受験生ではなく、弁護士初年生ではないかと思います。また、そのような法科大学院は、司法試験合格直後に入らなくても、数年後に、仕事上の目的意識が明確になった段階で入学しても構わないと思います。

弁護士がどこの法科大学院を出たか、これは公表されますので、司法試験合格後にどこの法科大学院で勉強したか、そして、どういう成績を修めたか、それがその弁護士の付加価値になるのです。法科大学院で久保利先生、岡田先生の講義を聞き、Summa Cum Laude（最優等）の称号を得た、と肩書に書けば、依頼人は安心して相談に来るでしょう。

以上が、私の考える法曹養成制度のあり方です。異論はたくさんあるでしょう。しかし、このような自由な議論をそろそろやるべきときではないかと考えている次第です。どうもご清聴ありがとうございました。（拍手）



第2部

パネルディスカッション

今、社会が求める弁護士の質と量を問う

登壇者 内田 貴氏（東京大学名誉教授、弁護士）

富山 和彦氏（株式会社経営共創基盤 IGPI グループ会長、
日本取締役協会会長）

大野 顕司氏（住友化学株式会社常務執行役員）

司会 榊原 美紀氏（マクニカホールディングス株式会社執行役員・ジェネラル
カウンセラー、前日本組織内弁護士協会理事長、弁護士）

榊原 それでは、第2部のパネルディスカッション「今、社会が求める弁護士の質と量を問う」に移ります。まず富山さんから、そして次に大野さんに、本日のテーマについてお話をいただきます。



榊原 美紀氏

総スキャンされた司法研修所改革論

富山 内田先生の話をもとめて聞くのは、民法改正のときに経済同友会に来ていただいたとき以来です。あのときも気分がさわやかになりましたが、今日も大変さわやかになって、今、非常に興奮しています。

たぶん10年ぐらい前、ちょうど民法改正のころだと思いますが、私は経済同友会で法務担当、副代表幹事をやっていました。当時から、政府で

も法曹養成制度の見直しを検討しているとのことで、私も法務省の審議会に呼ばれました。

そこで、私は、今日の内田先生とほぼ同じことを言いました。そうしたら、審議会には二度と呼ばれなくなりました。確か、質疑応答で、「そうしたら、司法研修所をどうするんだ」という質問があったので、私は内田先生と同様に、「あれは裁判官と検察官の養成機関にすればいい。弁護士になるために、ああいうことをやる必要はないと思う。」と言ったら、満場しーんと静まりかえってしまいました。

デジタル化とリーガル・リテラシー

私が、なぜそういう考えになったかという、



富山 和彦氏

これもすでに内田先生の話にありました。私は、司法試験に受かっただけで法曹資格はないのですが、少なくとも「リーガル・リテラシー」をもつ人間として民間の仕事をやっています。企業再生の分野が私の専門ですので、法務、税務、会計、それからもちろん事業戦略、いろいろなものがクロスオーバーするところで仕事をしています。

当然のことながら、いろいろな問題のコアとしてリーガル・リテラシーは外せません。リーガル・リテラシーを持ったうえで、ビジネスの言葉が話せるか、そのうえで会計の言葉が話せるかが問われます。これは、M&Aでもまったく同じです。

最近はずっとその必要性が広がっています。最近、流行りの言葉にデジタル化というものがありますが、デジタル化が進む、要するに、今は無形価値で勝負が起きます。無形的な価値や無形的なクリエイションは、基本的には、ある意味、すべてが法的な世界なのです。

プログラミングは、ほぼ法律と同じ構造の言語ですから、法的に物事を定義する、あるいは法的に物事を武器化するというのが、今極めて重要になっています。そうすると、事業活動のほとんどが、何らかのリーガル・リテラシーがないと議論になりません。

取締役会での議論の変質

取締役会での議論もそうです。確かに以前は内田先生が言われたように拡散型だったので、比較的リーガル・リテラシーがある人間がボードに座っている状況がありました。しかし、今はどんどんそれが遊離していっています。

そうすると、法律の素人が、法律的な知財の議論をしているわけです。素人が、訴訟する、しないの議論をしています。そうすると、実に危ない状況になるわけです。

よくあるのが、「次回までに弁護士意見を聞こう」という話になって、弁護士意見が出てくる。出てくると、今度はみんな、盲目的にその意見に従うわけです。「弁護士が危ないと言っていますからやめましょう」となります。弁護士が「相手の特許を侵害しているかもしれないから、訴訟に

なるかもしれませんよ」と言うとやめてしまうわけです。

しかし、「いやいやちょっと待て」と言いたい。特許を踏むことは犯罪ではない。僕らは経済行為をやっているのであって、特許を侵害していたら、お金を払えばいいだけの話です。だから、民事法の世界では、経済的な配分の意見の相違で紛争になるわけです。その紛争解決手段として裁判所に行くわけで、仮に判決で負けても、倫理的な非難はありません。

ビジネスの議論とリーガル・リテラシー

そのぐらひは、法律をやっている人はリテラシーがあるのですぐわかるのですが、わからない人からすると、とにかく裁判に負けるということは犯罪なのではないかという感覚で捉えている人が多いのです。しかし、そうなってしまうと、その段階で経営の議論ではなくなってしまうのです。

このリスクを取ると、このぐらひのリターンがあつて、万が一どこかの特許訴訟が起きたとして、どのぐらひの確率で勝つて、そのときの損害賠償はどのぐらひになるかということを経算した上で、あえて分かっている踏むということもあります。当然、相手もリスクを計算していますから、さらにこちらはその防衛のためのリスクとコストを計算するわけです。これは結局、ビジネスの議論なんです。

そうすると、世の中のあるゆる局面でリーガル・リテラシーを持っている人がビジネスに関わっていないと、特に今はグローバル社会ですから、とても危険な世界になっていくわけです。

その一方で、今法学部の人気がなくなり、司法試験を受ける人は減っていますから、確かに明らかに平均的なリーガル・リテラシーは下がっています。だから、たとえば、スタートアップの世界なんかでも驚くような失敗をするわけです。これは明らかに平均値が下がっているのが問題です。

質を担保する方策は母数を増やすこと

法曹の質を上げるという問題に関して言うと、

私は内田先生と全く同じ意見です。基本的に試験で人の質を担保しようとするのは本当にナンセンスです。大学入試にも近いことが言えると思います。残念ながら、本当にトップレベルの優秀な法曹というものを欲しいのであれば、母数を増やさないとどう考えても絶対に実現しません。

なぜ、今、日本のサッカーが強くなったか。それは明らかで、サッカーをやる子どもが増えたからです。一方、おそらくこの後、野球は危機ですよ。野球をやる子が今どんどん減っていますので。ゴルフもそうです。スーパースターが出ると競技者が増えます。

残念ながら、神様は才能を一定の確率で分布させてしまっているため、母数を増やさないと絶対にいい人は来ないんです。

競争による取捨選択

また、当然のことながら、本当に能力、資質があるかどうかという取捨選択は、やはり競争です。実務法曹の能力を問っているんだから、そんなものが試験で分かるわけがない。

私も、司法試験を受けているときに、1番で受かる人はすごいなと思っていました。大学の共通一次試験で990点を取る人って、すごいなと思っ

ていました。私は、東京教育大学附属駒場中学校・高等学校という学校に通っていて、そのような人がいるような学校でした。しかし、その後30年経ってみると、社会における成功と当時の試験偏差値には、はっきり言ってまったく相関関係がございません。

私は、スタンフォード・ビジネス・スクールを卒業しています。この学校でも長年、統計を取っています。GPA (= Grade Point Average) とその後のビジネスマンとしての成功は、まったく無相関だそうです。

ただ、一定の成績をつけないと規律が働かず、サボってしまいます。緊張感を与え、勉強を動機付ける手段として試験は大事だし、必要です。ただ、それによって本当に優秀な人を選抜できないかといえば、その答えははっきり言って「ノー」です。

「正解にたどり着く能力」よりも「問いを立てる能力」

さらに言えば、これも内田先生が言われたように、正解にたどり着く能力は、これから必要とされません。AIがやってしまうからです。正解のある問題が問われたとき、正解にたどり着くのは



絶対に AIの方が速いです。私も仕事でたくさん使っているので分かります。

「AIは間違える」「嘘をつく」と言う人がたくさんいますが、人間だって間違えるし、嘘をつきます。遥かに人間よりましです。AIは意図的には嘘はつきません。

そう考えると、実は、試験ではかれる「正解にたどり着く能力」の価値は、どんどん下がっていきます。結局、人間に残る仕事というのは、「問いを立てる能力」です。

プロンプト (= Prompt) というのは、問いを立てる能力のことですが、これは、ある種の極めて総合的な知の世界です。限られた法律的な知識だけでは問いは立てられません。社会のさまざまな問題、人間のいろいろな苦悩、あるいはそれに対して人々がどのような思いを持つか、どういう動機付けで行動するかということに対する、まさに総合知です。

だからこそ、本来のリベラルアーツとしての教養が問われるわけです。そうすると、試験で良い点を取ることも、もっとそこにエネルギーを使った方がいいんです。

リスクとコストが高い法曹養成制度

現在の法曹養成のプロセスというのは、そのような総合知や教養の勉強に時間を使えない仕組みになっています。本来、20代というのは、ものすごくいろいろなことを吸収できる時代です。

その時代に受験予備校的な勉強をひたすら4年も5年やるというのは、ナンセンスの極みだと思います。もっと短時間で、少ないコストとリスクで司法試験に受かるようにしないと、人は来ません。

今の若者からすると、スタートアップも含めて選択肢はいっぱいあります。今の若者は理系へのシフトが起きていますし、特に東大では顕著です。法学部の人気がないからなのですが、理系シフトが起きていて、経済学部も理系化していています。

地頭がいいと言われるような子は理系に進んでいくわけです。昔だったら理系の学生の就職先と

言えば、大企業の研究・開発部門など限られていたイメージでしたが、今はスタートアップをはじめとしていろいろな選択肢がありますから。

AI、プログラミングと法律学習の親和性

それから、今の若者は若いうちにリラーニングをするので、例えばビジネススクールに行ったりするわけです。むしろそういう子たちが、内田先生が言われたような法科大学院なら、リーガルを勉強するために行くかもしれないですね。

プログラミングができる子にとって法律の勉強は楽勝です。なぜなら、法律というのはアルゴリズムだからです。アルゴリズムをやっていた子にとって、法律を勉強するというのは、AIと同じ仕組みなので、学ぶのがきっと楽し、すごく面白いはず。だから、そういった機会をどんどん増やした方が良いでしょう。

優秀な人に選ばれるために

そうすると、少なくとも私が司法試験を受けた時代、450人程度の合格者の時代ですけど、すごく苦勞して「現代の科挙」と言われたほどの試験に合格したら一生飯が食えるというのは、本当になしにしましょう。

これは会社も同じです。昔は新卒一括採用でずっと定年まで面倒を見ていたわけです。しかし、それもなしです。

自分にある種の力があると思っていて、能力もあって、いろいろな自己実現を社会の中でしていきたい、本当に世の中の役に立ちたいと思う人は、一生飯が食えるかどうかは全くこだわらないのです。今はいろいろな選択肢があります。大会社で働きながら、一方でNPOの活動をやっている人も結構います。

いろいろな選択肢が世の中にあるため、優秀な人に選ばれるようにならないといけない。そういう時代になってきています。そういう時代に変わってきています。そういう時代に、本当に良い人材を、どうやってこの法曹の世界、あるいはリーガル・リテラシーの世界に引っ張ってくるか、真剣にリクルーティングを考えないといけない状況です。

国際競争力・規制改革とリーガル・リテラシー

それから、これも内田先生のお話と重なりますが、国際競争力にも関わります。日本が標準作りで負けてしまうというのは、明らかにその国際競争力の問題です。

私は今、内閣府の規制改革推進会議の議長代理をやっていますが、これは規制のリデザインニングの議論です。まさに今日、内田先生から制度提案があったような、どうリデザインするかという戦いです。単純な緩和ではありません。

その規制のデザインによって、実は半分勝ち負けが決まってしまう。F1のレギュレーションと同じで。そのデザインをどう考えるかによって、そこで活動する人々の動機付けが変わり、結果的に経済的アウトプットも変わる時代なんです。

昨今ライドシェアの問題が出ていますが、あれも本質的にはどういう制度設計にリデザインをすれば、今のタクシーの供給不足が解消するかという創造的な問題です。司法試験の問題とは違う世界です。

当然のことながら、規制改革会議の中ではリーガル・リテラシーがない人は活躍できません。なぜなら法律が書けないからです。それは、プログラムを書けない人がIT産業をやっているみたいな話になってしまいますから。

でも、実は、残念ながら法律を書けそうな人が規制改革会議にあまりいないのです。何人かいますけれども、でも、やっぱり少ない。それから、これも内田先生が言われたように、明らかに官僚の法律を書く力が落ちています。

このようなことから、私としては、日本は今危機的な状況にあると思っています。法曹の量と質の問題については、ぜひともこの議論を思い切り前に進めていただきたいです。冒頭お話したような法曹養成制度改革の議論をするときには、自分と同等のリーガル・リテラシーのある人に2人や3人はいてほしいなといつも思っているので、内田先生のお話は全くおっしゃるとおりだと思って、今日はお話を聞いておりました。ありがとうございます。(拍手)

米国ロースクールで受けた衝撃

大野 私は、会社に勤めており、弁護士のユーザーとしての立場もあります。企業の中に法務機能を取り込んでいくということをやっとやってきたという立場から、少しお話ししたいと思います。

私個人的には、2つ背景があります。1つは、大学生の頃はさほど勉強はしていませんでした。ただ、法律相談部をやっていたということもあり、会社に入ってからアメリカのロースクールに留学する機会をいただきました。2年間ものすごく勉強させられました。

その勉強というのは、ペーパーワークではなくて、基本的にはソクラティックメソッドです。ケースを読んで、それに基づいてクラスルームで議論するのです。その議論というのは、理解したことをまとめるということではなくて、この事案についてはどう考えるべきなのかというのを、延々と先生と学生の間で議論するというをやります。

一般的な日本人の学生の感覚ですと、どこに答えがあったのかわからないまま授業が終わります。そのような授業が何回もあるのですが、最後にある試験はあんちよこのようなもので勉強しておけば、比較的簡単に合格点が取れるという仕組みになっています。このような勉強の場というのは、私には非常に衝撃的でした。

何か覚えればおしまいということではなくて、あくまで自分の頭で考えなければ前に進まない、こういうところが非常に優れていたのだと思います。そのため、私自身は日本でもロースクールで



大野 顕司氏

の教育というものにすごく期待をしておりまし、今後もロースクールを中心にした法曹養成制度にするべきではないかと考えています。

企業内弁護士の大先輩の存在

もう1つの背景は、私の会社の法務部の大先輩で、諸石光熙さんという方から受けた影響です。諸石さんは、昭和34年（1959年）に司法試験に合格して、その翌年に当社に入社しました。当時、司法試験に合格して役所に行かれる方、外交官になられる方、あるいは学者になられる方などは少なくなかったと思いますが、企業に入社される方というのは非常に珍しかったと思います。

諸石さんは、大阪弁護士会では、企業内弁護士の第1号だったようです。当時、オフィスの中に「諸石法律事務所」を作らなければいけないとか、専用の黒電話がありまして、その電話を取るときは「諸石法律事務所でございます。」と言って出るという、ある意味、今考えると本当にばかばかしいルールがありました。そうした中でも、大阪では企業内弁護士の第1号ということで活躍しておられました。

ただ、諸石さんは、入社して10年目頃から社長に呼ばれるようになったそうです。そして、社長から会社に関するいろいろな相談に乗ってあげていたんだということを言っておりました。実際、諸石さんが当社に当時なかった法務部を作り、法務部長になり、そこから役員になるという、今では普通になりつつありますが、そういう道をつくっていったのです。

諸石さんは、実は、平成の司法制度改革のときに法曹養成検討会のメンバー（委員）になっていました。私自身は先ほど申し上げたようにロースクール推進派でございましたので、当時、司法制度改革の話の横で聞いておまして、非常に良い制度ができてよかったと喜んでおりました。

企業法務部に必要なスキル

私の思いとしては、企業の法務部員もいずれは弁護士の有資格者で置き換えられるべきだろうと思っています。その理由はいくつかありますが、

企業法務の担い手は、内田先生の先ほどのお言葉でいうと、リーガル・リテラシーをしっかりと持っている人でなければならないということです。

私がおっしゃる通り、法学部を出ただけではほとんど意味がないということです。プラスアルファの勉強をしっかりとこないとダメだということです。他方で、資格を持っていれば企業法務ができるかという、まったくそんなことはありません。

当社も、実は法律事務所から一時的に人材をお借りして、半年とか1年、2年の間、手伝ってもらったりします。ただ、実際は、少なくとも最初の2～3か月はオリエンテーション期間で、ハンズオンのトレーニングが必要です。しかも、それのできることは非常に限定されたものでして、本当に企業法務部員として力を発揮するためには、やはりある程度の時間がかかります。

その理由は、リーガル・リテラシーがあるのは当然の前提として、企業の中で仕事をするためには、会社のビジネスそのものを知らなければなりませんし、一緒に働いている人のことも知らなければなりません。その上で、会社としてやるべきことは何なのか、方向性はどこに向かっていくべきなのか、といった企画を立案します。そして、ビジネスパーソンの人たちにいかに説得力のある説明ができるか、ストーリーとしてちゃんと説明できるのかが問題です。

ここまでできないと、会社の中ではほとんど役に立ちませんので、そこに至るまでに少し時間がかかります。しかし、そういったトレーニングを経た企業法務部員というのが、会社の中では非常に重要な役割を果たしているのです。

企業内弁護士を採用できない

当社は、企業内弁護士として諸石さんがいましたが、そのほかには、私みたいに法学部を卒業した人を法務部に採用してきました。しかし、司法制度改革で司法修習生が増えてきたこともあり、67期からは司法修習生を直接採用するということを始めました。当初は、東京三弁護士会の合同の就職説明会があり、とても活気に満ちていまし

た。司法修習生も企業法務にとっても興味を持ち、実際にエントリーシートを出して、応募をしてくれる方がたくさんいました。

先ほどの富山先生の話にもありましたが、司法試験に合格したから必ず会社で役に立つかという、それはまったく別の話です。ある程度候補者として母数がないと、我々としては採用できる人材を見いだすことはできません。

だんだんと司法試験合格者が減ってきた結果、ほとんどエントリーをしてもらえなくなりました。1人か2人、エントリーしてくれた人を面接しても、採用は難しいなということになり、結局、弁護士を採用することは断念するしかなくなっています。

企業側としては、司法試験合格者がすごく増えたときに、「ぜひ弁護士を採用してほしい」ということをいろいろなところから働きかけを受け、それを受けるような形で、採用してきました。その結果、実際に企業内弁護士はずいぶん増えました。もちろん、企業側に逆にニーズがあった話ではあるのですが、実際にそうして弁護士を採用し始めた途端に、弁護士の企業への応募がなくなってしまう。はしごを外された形になってしまって、我々は採用活動をどうしたらいいんだというのが非常に大きな悩みです。

潜在的な組織内弁護士の需要

それから、企業法務で構成する経営法友会という団体がございまして、1300社を超える会員会社があります。最近、調査をしております、そのうち1000社ほどが回答しているのですが、企業法務の担当者はその1000社で1万人ほどです。この1000社の中には、小さい会社で法務パーソンが1人しかいない会社さんもいらっしゃいます。

潜在的には、上場企業で約4000社あるわけですから、企業法務の人数としては、2万人や3万人はいてもおかしくはないのかなと思います。JILA（日本組織内弁護士協会）の調査ですと、現

在の企業内弁護士の数は約3200人³とのことですから、潜在需要の1割ぐらいにとどまっているということになります。そういう意味ではギャップは極めて大きいと思っております。

中小企業の弁護士ニーズ

もう1つは、中小企業の問題に触れておきたいと思っております。先ほど富山先生もおっしゃっておられたように、中小企業あるいはスタートアップは、とても困っているという話をよく伺います。法律事務所に相談したらいいじゃないかと思いますが、どうやら法律事務所に相談に行くというのは、とても敷居が高いそうです。

顧問弁護士がいても、相談に行くなら何かそれなりの紛争やそれなりのプロジェクトがないと持っていけないという感じのようです。でも、実際に必要なのは日常的な相談なのです。

結果的に中小企業の法律相談を担っているのが中小企業診断士であるとか、税理士であるとか、そういう人たちであるということをお伺いします。しかし、専門領域の違いがありますから、結局はニーズに応えられているわけではなく、ぽっかり穴が空いている。そういうニーズを、今後はしっかりと埋めていく必要があると思います。その点もこうした議論の中で答えを見いだしていければいいなと思っております。

産業構造の変化と中小企業

神原 富山さん、大野さん、ありがとうございます。さきほど、弁護士の需要、ニーズというお話を大野さんからいただきましたが、この点について、富山さんはいかがですか。

富山 最後に大野さんが言われた中小企業セクターの話は、実は極めて重要でして、日本の労働者の7割は中小企業で雇用されているといわれています。おそらく同じぐらいの割合のGDPを中堅の中小企業がつくっているといわれています。実は、この比率はずっと高くなっています。

3 2023年6月時点で3184人（日本組織内弁護士協会調べ）。

この国の大企業セクターの GDP 比率は、下がってきているのです。

実はこれは日本だけではなくて、ヨーロッパでも同じ傾向があって、先進国になってくると、いわゆる大企業セクターの大量生産型の大きな設備は、どちらかというと、日本から海外に出て行きます。そうすると、むしろコモディティーを作る企業がたくさんの雇用を抱えられるのですが、それがなくなっていくので、先進国というのは、中堅中小企業型のサービス業型の産業構造になっていきます。

昨今、賃金の問題で価格転嫁の問題がいわれています。価格転嫁がなかなかうまくいかない1つの原因は、明らかにリーガル・リテラシーの分布が中小企業にまで及んでいないということにあります。リーガル・リテラシーがないために、初歩的な法的な交渉ができないとか、初歩的な法的なミスを起こすということが極めて多いのです。

我々が、たとえば、企業再生で中堅中小企業の買収に入っていく場合、まずそこのリーガルチェックを行います。そうすると、会計処理についてもあるのですが、法律的にいうと信じられないことが起きています。ちょっと聞けば分かるでしょうということであっても、今、大野さんが言われたように、これを専門家に聞くことのハードルはすごく高いのです。

リーガル・リテラシーの分布の歪み

事業としては良いものを持っていたり、良いものをつくっていたり、良いサービスをしています。リーガル・リテラシーがないばかりに大変な機会損失を起こしています。

産業構造的には中小企業が日本の企業の9割以上の数がありますから、この9割以上の世界がきちんとリーガル・リテラシーを持っているいろいろな取り組みができることで、必ず生産性も上がるし、賃金も上がるし、おそらく価格転嫁も進みます。しかし、それができない1つの非常に大きな要因がここにあります。

今までこの点は大企業が元請としてカバーしていた側面があります。しかし、サービス業は、そ

ういう重層構造ではないため、中小企業は裸の状態で存在しているわけです。そのため、公害規制に抵触して、いきなり会社がつぶれてしまうということが結構あります。食品衛生法もそうです。

そういった意味で、このリーガル・リテラシーの分布の歪みというのは、今後すごく大きな問題だと思います。

中小企業をカバーするためにも弁護士の増員が必要

その点でも、やはり弁護士の数を増やさないといけません。もともとこのゾーンは、もしかしたら今まで白紙だったのかもしれませんが。内田先生が言われるように、今までは「拡散型モデル」だったものの、リーガル・リテラシーのある人は大企業や中央官庁に偏っていたため、従来の中小企業にはいなかったのでしょうか。

しかし、これからこの国においてはむしろ中小企業セクターが大事になってきます。実際、今、問題になっている賃金の問題も、実は全部、中小企業セクターの問題です。ここの所得水準があまりにも低いので、日本の賃金が上がらないのです。

この30年間、大企業から失われた雇用が中小企業へ流れてきています。そのため、平均賃金が下がってきたのは、実はそういうジョブシフトによるものです。これは非正規の問題も同じです。

そういうことが起きてきているため、この所得水準を上げる、生産性を上げるということをやろうと思ったら、「集中型モデル」でやるのであれば、実はものすごく法曹の数を増やさないと中小企業は絶対にカバーされないということ、今あらためて感じました。

弁護士 50 万人は異常な数字ではない

内田 中小企業のほうまで今はリーガル・リテラシーが十分分布していないというのは、その通りだと思います。日本の企業の99.7%を占めるのは中小企業です。しかし、その中小企業には非常に幅があって、グローバルな活躍をしている中小企業もあります。

そこには必ず法律問題があり、社内でやむを得ず対応していますが、リーガル・リテラシーがそ

れほど高くない場合もあるわけです。そこにもし1人でも弁護士が入れば、トータルとしてはコストの節約になります。法的リスクを回避できて、コストの節約になるということはあると思います。

その中小企業の数というのは、今、357万社余りといわれています。その上位1割、規模の大きい上位1割の会社がもし1人ずつ弁護士を置けば、これは非常に有益なことだと思います。それで35万人です。さっき私がお話しした、弁護士50万人というのは全く法外な数字ではないわけで、中小企業だけで35万人弁護士が必要になるのです。

そこに大企業の法務部、官庁、そして弁護士事務所での弁護士需要を考えれば、やはり相当な数の弁護士を生み出していないと、到底足りないということになるだろうと思います。



内田 貴氏

職業としての「弁護士」の魅力を高めるための方策

神原 弁護士が足りないと皆さんもおっしゃいました。一方で、法曹志願者が減っているという問題があります。弁護士は職業として魅力的ではないのか。そのことについては、いかがでしょうか。

富山 職業としての弁護士を魅力的なものにしようと思ったら、おそらく2つに1つです。合格者を450人に戻して、受かったら飯が食えるという過去の世界に戻すか、あるいは、先の世界に向かうのであれば、基本的には受けた人は、少な

くとも短答式を受かるぐらいの資質があれば、7割、8割受かるようにするか、どちらかです。

後者の場合、司法試験の合格者数は必ず相当な数になります。もしかすると、7000人、8000人になるかもしれません。それでいいじゃないですか。僕はそう思います。そうしたら、志願者も増えるでしょう。

今、なぜ、司法試験を受けないかといえば、まさに内田先生が言われたように、コストとリスクに対してリターンが合っていないからです。今は、すごく中途半端な状態です。他にいっぱいキャリアの選択肢があるわけでしょう。

人手不足社会の到来

これからの日本はすごい勢いで人手不足社会になります。このこともやはり頭に入れておく必要があります。少し前まで人手が余っていた社会なのですが、これからは少子高齢化により人手不足社会になるんです。

人口が減るから、マーケットが小さくなるから、仕事は余るとよく言われますが、これは嘘です。労働需給というのは、労働生産人口とそうでない人の比率で決まります。少子高齢化ですから、この国はどんどん人手不足になるのです。相対的にはずっと労働供給は足りないんです。この国は働く人の数が減って、働かない人の数が増えるのだから、これは明白です。人口動態だけはほぼ確実な予測が可能なのです。

今の出生率は1.26人⁴ぐらいですよ。仮に岸田内閣の子育て政策が奇跡的に効果を奏して、2.0になっても、30年間効果は出ません。そのため、とにかくすごい人手不足になります。そういう意味では、仕事なんていくらでもあるんです。地方は仕事がないと言いますが、あれも嘘です。

私たちは東北地方でバス会社を運営しているからわかりますが、全然、人がいません。バス会社の経営課題のナンバー1は、バスの運転手の確保なのです。運転手を確保したらバス会社が成長する、だから私たちは圧倒的に成長しているので

4 2022年の合計特殊出生率（厚生労働省発表）。

す。一番給料が高いからです。

人材獲得競争の中での法曹界の危機

これから、はっきり言って、給料はどんどん上がっていきます。バスの運転手の方がもしかしたら弁護士よりも給料が良いかもしれない。しかも、バスの運転手の方が簡単に試験に受かるわけです。そうなってしまうと、弁護士はますます魅力がなくなりかねません。法曹界は本当に危機感を持つべきです。

リスク・リターンが合わなかったら、若い子たちは法曹を選択しないのです。優秀な子は、先ほど申し上げたように、スタートアップという選択肢があるため、そちらに行ってしまう。

今、東京大学の卒業生のファーストチョイスはスタートアップです。一番優秀な人は、スタートアップです。セカンドチョイスが、とりあえずモラトリウムでコンサルティング会社です。その次くらいに大企業に行くというパターンです。

当社はコンサルティング会社ですから、いっぱい人が来ますが、だいたい5年で辞めてしまいます。なぜ辞めるか。だいたいスタートアップを友達が始めます。そうすると、当社の社員はちょうどいいんです。簿記会計ができるし、ある程度、法務的なこともたたき込まれるため、一番役に立つのです。だから、すぐに引き抜かれて、5年で多くの社員がいなくなってしまうんです。

そのような極めて激しい人材獲得競争の中で、どうやったら法曹が人を惹きつけられるかが重要なテーマなのです。そこは、本当に真剣にならないと、ますますまずい事態になると僕は思います。

たくさん合格させて早く失敗させる

大野 投資のリターン、コスパにまったく合わないというのはおっしゃる通りだと思います。私の周りを見ても、何年も生産性に寄与していないという意味で「無駄」な時間を過ごしているという人がいます。これだけ人が足りない中で、5年も6年も、20代の非常に貴重な時間を「無駄」に使っている。

それが社会にとって何の役に立つのかという

と、ほとんど役に立つとは思えません。そういう今の法曹養成制度がいったい何のためにあるのか、もうほぼ分からなくなっているというのが現状だと思います。

私もある意味大企業に入って、そのレールの上で安住してきた人の1人なのかもしれないけど、少し申し訳ないなと思わなくはないのですが、やはりこれからの時代、早く失敗させるということがとても大切になると思います。弁護士資格を取ったけれど、どうにもならないというか、ユーザーとしてはとても使う気にならないような方も、残念ながら一定数いらっしゃいます。

そのような方が早めに見切りをつけられる前提として、そこまでにコストを積まない、時間をかけないということが必要です。早く送り出して、早く失敗させて、そして、また違う道を選んでいただくというのが良いと思います。

これは法曹だけの話ではなく、他のキャリアでもまったく同じです。医師を目指したんけれども、自分は弁護士をやりたいという人をもっと増やしてほしい。エンジニアから弁護士になるという人ももっと増えてほしいと思います。知的財産権をやる弁護士というのは、非常に限られていますが、そういう選択肢も増えてほしいと思います。

とにかく制度設計として、早く合格させて、場合によっては次で勝負をするという形にしていくべきだと思います。

セカンドキャリアとしての弁護士という選択肢

富山 プログラマーというのは、旬が短く、30歳くらいでだいたい旬を過ぎると言われています。極めて優秀なプログラミングの方は、先ほど申し上げたとおり、おそらく司法試験に簡単にかかるため、そういう人に来てもらった方がいいです。

そうしたら、ものすごく知的財産分野などで活躍されるはずですよ。要するに、一番ブラックボックスの部分わかっている人たちですから。しかし、弁護士になるのに5~6年かけてということだと、弁護士になろうとは思えないでしょうから、そういう制度設計は重要です。

私の息子は、東京大学でAI研究している松尾研究室⁵にいます。そばで見ていると、やはりAIのプログラマーは30歳でいたい旬が終わるようです。スポーツ選手と同じイメージですね。

アメリカだったら、次のキャリアとして、法曹になるためにロースクールに行く、医者になるためにメディカルスクールに行く、あるいはビジネススクールに行くという選択肢があります。こうなれば、きっと弁護士の供給も増えるはずですよ。

AIが合格する司法試験に意味はない

大野 もう1つの視点として、AIが導入されることによって、リサーチ業務などは圧倒的に簡単にできるようになります。リサーチ業務を行う弁護士は、数としてはいらなくなる。

しかし、先ほど議論があったように、本当に弁護士を必要とする人たちというのは、企業を含めてたくさんいるわけです。そこに弁護士を振り分けていく。先ほどの内田先生のお話にもありましたが、AIで答えられるような司法試験を受けさせてもほとんど意味はありません。

富山 確か、AIはアメリカの司法試験に受かってしまうらしいですね。

大野 司法試験というのは、基本的に答えが分かっている世界です。それはAIで簡単に乗り越えられる世界なので、そこはもうさっさとクリアしてもらおう。そして、よりクリエイティブなところをしっかりとトレーニングして、そういう能力がある人がたくさん活躍していったらいいと思います。

富山 先ほど申し上げた企業における事故の根源は、プロンプトのしそこないです。問題の所在に気が付かないというケースが多く、そこはAIで置き換えられないんです。AIは自分でプロンプトできないためです。

そのため、プロンプターの人は絶対に必要です。ただ、リーガル・リテラシーがないとプロンプトすることはできませんので、そのような仕事はむしろ今後、増えていくのではないのでしょうか。

実務で必要な能力と試験の評価基準の乖離

神原 今のお話に関連してですが、テストができる人というのが今は重視されているように思います。予備試験を受けた人の方が大手法律事務所に行けるとか、そのような考え方が残念ながらまだあります。今、富山さんのおっしゃった実務で必要な能力と試験の評価基準が、だいぶずれているのではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

富山 今、役所では、公務員試験の順番も、どこかの大学をどんな成績で出たのかということも、偉くなっている人には全く関係ないです。最近の財務事務次官を見てもそうです。

結局、役所でも最終的に問われるのは、政策創造能力ということでしょう。政策創造能力とは、まず問いを立てる能力から始まります。ですから、試験の前提に疑いを持つ人は良い点を取れません。

減る仕事と増える仕事

さらに言えば、これは会社でもそうですが、たとえば、一生懸命コストダウンをしている部署があったとしましょう。上司の立場では、今の課題はコストダウンなんだから、とにかくこの事業を残すために頑張るわけです。頑張っただけコストダウンをしてくれる人が便利なのですが、もしかするとこの事業をやっていること自体が、場合によってはナンセンスなのかもしれないのです。それはまさに問いを立てる能力です。

私が、たとえばパナソニックの役員として求めている若手というのは、「この事業をやめた方がいいんじゃないか」と言ってくれる若者なのです。それは部下としては面倒くさいかもしれませんが、しかし、結局、与件に挑戦するということでしょう。

規制改革もそうですが、与えられた条件に対して挑戦するということは、まさに新しいルールを創造すること、すなわち法創造なので、むしろ、今必要な人たちは、そういう人たちなのです。

5 東京大学の松尾豊教授主催の研究室。日本のAI研究の権威として知られる。

ある与件に従って、単に処理する能力、アルゴリズムにある数字を入れて出す作業は、これからはAIがやります。そのため、そのような仕事は基本的に減っていきます。ホワイトカラー層では、ローワーホワイトカラーの仕事はどんどん減ってくでしょう。先ほど、大野先生が言われたように、リサーチの仕事もどんどんなくなっていきます。

コンサルティング会社でも、パートナーの仕事は残ります。パートナーは、プロンプトする人だからです。しかし、いわゆるアソシエイトの仕事がこれからどんどん減っていくので大変です。10人でやっていたことを2人でできるようになってしまうからです。

そのような時代が、否応なしにやってきます。そうすると、ますます法曹教育のあり方というは変えていかないとはいけません。

試験で人を選ぶことの愚

そんな中、試験で人を選ぶということをやると、逆の人を選んでしまうことになってしまいます。司法試験でも、先ほど内田先生が言われたように、独特で面白いことを書いてしまったら、良い点はつきません。だから僕は2回落ちたのかなと思います。

これは大学入試の段階から考え直さないといけないところがあります。日本の教育体系というのは、正解ありきの世界で、正解により迅速に、より失敗なく辿り着く能力というものを、小学校、中学校、大学とやってきて、昔はその頂点に司法試験があったわけです。この体系自体を逆転させないと、私は、国家的危機だと思っています。

文系だけではなく、理系にも同じ問題があります。今、創造的な発見がどんどんできなくなっているというのは、受験制度や受験予備校の仕組みなんかもあまりに洗練され過ぎてしまっているからです。学生もみんなものすごく効率的にマニュアル対応をしてしまうため、少し変わった人が受かりにくくなっているのです。

法曹の世界と同じようなことが、科学技術の分野で言うと、博士の世界でも起きています。今、博士希望者がどんどん減っています。

博士というのが、日本の場合には、なぜかそのまま大学の教職に残って、その大学の教職で食べていくためのパスポートのようになっています。大学の教職が昔ほど魅力的ではなくなっている、あるいは、ポストが減っているため、目指す人が減っています。法曹の世界と似たようなことが起きているのです。

Ph.D. (博士号) レベルの知的リテラシーを持っている、サイエンスリテラシーを持っている人というのは、今の社会ではものすごく必要とされています。しかし、そのような Ph.D. レベルの知的リテラシーを持っている人はどんどん減っています。

一方、アメリカでは、たとえば、バイオベンチャーの取締役になっている人のほとんど半分が Ph.D.、残りの半分の半分が JD (法務博士) で、残りの半分の半分が MBA (経営学修士) という構成だったりします。これでは日本企業は戦いにならないと私は思っています。同じ問題があちこちで起きているという感じがしています。

質疑応答

改革の突破口

岡田 この間、Law 未来の会としていろいろな活動をしてきましたが、法務省は、我々の言うことに聞く耳を持ちません。二弁はともかくとして、多くの弁護士会も全然、聞きません。そういう状況で、どこに突破口があるのかということをお三方から伺えればと思います。

大野 本日のシンポジウムの前に、経済団体の方や企業法務をやっている方、学校の先生とも話をしました。皆さん様に、同じ問題意識は共有しているようです。法曹資格者をもっと増やすべきだということについても同意はされているようです。しかし、それが束になって声として上がってくる形には、残念ながらなっていないようです。

先ほどの内田先生の話の中で、社会の仕組みとしてリーガル・リテラシーを持った人が今まで社会を動かしてきた、しかし、これが枯渇しつつある、それをもう1回再考すべきではないか、この話は非常に打たれるものがありました。そのような大きな視点から、いろいろな人に声をかけていくべきではないかと。

もう既に声としてはあるわけですので、あとは、これをどのように束ねるかというだけの話かなと思いました。そういう意味では、ユーザー側でもあり、かつ、潜在的な弁護士の使用者である企業の中の人たちには、ぜひ働きかけを行って、その声を束にすることを試みたいと思います。

経済団体と一緒に声明を！

富山 逼迫感が企業側に本当にあるのであれば、経済3団体と一緒に声明を出せば、迫力があるのではないですか。経団連(日本経済団体連合会)と経済同友会と日商(日本商工会議所)です。経済同友会はもともと私自身がこの分野のリーダーでしたし、今の制度がうまくいっていると評価してないはずですから大丈夫だと思いますよ。文句を言う人もいないと思います。日商もおそらく困っていると思います。それから日本取締役協会は私が会長ですので、きちんとこのテーマは担ぎ

ます。

ですから、これら経済3団体で「ちょっとこのままいってしまったりまずいんじゃない」という声、ある種のムーブメントを起こせたらいいのではないかなど。

特に日商が乗ってくると、政治も割と動き出すのではないかと。私も協力しますので、大野さんにまとめていただきたい。経済同友会は大丈夫ですから、あとは、経団連と日商がまとまればと思います。

岡田 こういう場でコミットしていただいているのかとも思いますが、皆さん、「退路なし」ということでよろしいですね。(拍手)

富山 座長として内田先生を立てて、我々で担いでいく感じでいきたいですね。

大野 前回の司法制度改革は、企業側がやりたいからやったんだと誤解している人がおられるようです。私も詳しくは知りませんが、少なくとも企業が声を上げたから司法制度改革が始まったわけでは決していないようです。むしろ政治主導ではなかったかと思えます。

富山 わりと政治主導だったのですか。小泉内閣のときですから、規制改革の流れですよ。確かあのとき頑張ったのは、オリックスの宮内義彦さんです。

大野 まず、その火消しをやってからでないと、「また企業が言い出したのか」と言われると非常に難しくなります。

富山 ただ、もう大丈夫ではないでしょうか。宮内さんも、もういいお年ですし。「私がやると、また宮内の後継者が…」と思われるかもしれませんが、私は気にしませんので大丈夫です。いまさら法曹界で偉くなろうとは思っていませんし。

まずは改革の失敗を認めよ

神原 内田先生、ロースクールの方々とか学者の方にとっては、この問題をどうお考えになっているのでしょうか。

内田 ロースクールをつくるときに、私は、東大の教授会で唯一の反対派だったのです。当時、私



が特に関心があったのは研究者の養成です。ロースクール構想には、研究者の養成ということがまったく視野に入っていませんでした。実務家を養成するということが最優先で、実務を支えてきた法学という学問があり、それを支えてきた研究者たちがいるわけですが、それが教育要員としてしかカウントされていませんでした。

研究を継続していかないと、法学のレベルは維持できないのだという発想がまったくありませんでした。ですから、これは制度設計としておかしいのではないかと考えていたのです。ただ、そんな声はもう本当に少数というか、公然と述べたのは私しかいませんでした。圧倒的多数は、やはり司法制度改革を支持する方向だったと思います。

司法制度改革というのは、学界もそうですし、裁判所も日弁連や単位弁護士会も経済界も、当時の日本のエスタブリッシュメントが総力を挙げての改革でした。そういう動きをした場合に、それが失敗であったということをなかなか日本では認めないのです。失敗であると言うと、誰かが責任を問われかねない。しかし、集団的に決めた場合には、誰も責任を取る人がいません。みんな一生

懸命やったし誰も悪くないけれど、なぜかうまくいかなかった。現在はそういう状態です。

戦争責任と同じなのですが、やはり失敗であったということを、まず正面から認める必要があるのではないのでしょうか。誰の責任も問わないようにしながら、そして、せっかく作った制度も潰さないようにしながら、何とかうまく方向に変えていこうというのは、結局うまくいかないと思います。

富山 失敗を認めずに次に進むというのは、無理でしょう。

内田 どこで政策決定を誤ったのか、その原因が何かということを確認にした上で、「この人たちのこの決定が誤りであった」という認識の上に立って次のスタートを切るのが、やはり必要なことだと思います。

富山 この前、宮内さんにこの話をしたら、中途半端で終わってしまったと認めていました。当時の関係者で、もうこの世にいない人も結構いると思いますので、あまり心配しなくてもいいのではないですか。今、内田先生が言われたようなことを総括しても大丈夫だと思います。

失敗の原因～コンセンサス不足？

大野 先ほど内田先生は、司法試験に7割合格するというのは「誤解」で始まったとおっしゃっていましたが、少なくとも諸石さんは、7～8割が合格するという前提で、この制度の議論をしていたと思います。当時の議論に参加していた人中で、いろいろな誤解があり、必ずしもコンセンサスが十分得られてなかったということはあるように思います。

もう1つは、法務省と文科省との間の調整がうまくできていなかったことでしょうか。

富山 まさに大野さんがおっしゃったとおりで、司法試験に7～8割受からせるつもりで議論をしていたのだけれど、日弁連や弁護士会の反対で数を増やせなかったという話を聞いたことがあります。要するに、「そんなに増えてしまったら弁護士が食えなくなってしまう」と、そういうことだったようです。

だから、誰が責任者かというのは、結局みんなに責任があるのでしょうか。今さら言っても仕方ないのですが、僕も法務省に二度と呼ばれなくなった、あのときの私の発言は、ほぼ内田先生と同じで、「改革が失敗だった」と言っているのと結局同じだったからでしょう。

だいぶ時間も経ったし、当時の関係者ももう法務省にいないし、そろそろ内田先生が言われるような総括をやって、ゼロリセットでやり直そうという感じが良いと思います。

空氣的にはまだダメですか？そういう空気は残っているんですか？失敗だったということにするのはマズい、みたいな。そういう大先生がまだいらっしゃるとか。久保利先生、そういう感じは弁護士会にまだあるのでしょうか。

久保利 ありませんよ、もう。

富山 ないですよ。

久保利 僕自身が大失敗だったと言っているのですから。

富山 だから、大丈夫じゃないですか。内田先生、よろしくお願いします。看板になっていただいて。

根本的な問題～既存の法曹のエリート意識

内田 最終的に弁護士の数を増やせなかった、司法試験合格者を増やせなかったのは、もちろん弁護士会が反対したこともあったと思いますが、やはり今日私が申し上げた、既存の法曹のエリート意識というのが大きいと思います。「そんなに増やして、レベルの低い人たちを入れていいのか」というこの意識が、やはりどうしてもある。これは崩さないといけません。

富山 それはまだまだ根強いんですか。

内田 まだあると思います。

富山 そうですか。私はありませんけど。

岡田 一番問題なのは、法務省の役人がそう考えているということでしょうね。

富山 法務省の役人は、司法試験に受かっている人が多いですからね。

岡田 法務省の人と話すとき、必ず、「いや、我々もずいぶん合格ラインを下げていますよ」、「しかし、最低限これくらいはできないと困る」などと言われます。彼らは、「司法試験で優秀な人材の選抜ができる」と信じて疑わないのです。ですから、彼らのその意識を変えない限りは、なかなか現状を変えられないのです。

弁護士の質は低下しているのか？

大野 私もときどきお伺いするのは、裁判所に来る弁護士さんの質が低下しているという話です。ただ、それは司法試験制度との因果関係があるのかということ、まず議論に乗せる必要があると思います。

富山 大野さんの言われるとおりでして、きちんとEBPM⁶的に議論すべきだと思います。私は、おそらく弁護士の質が低下していると言われる原因は、まさに内田先生が言われたように、入ってくる人、すなわち法曹志願者全体の数が明らかに少なくなっているからだと思います。それはEBPM的にも言えるでしょう。

先ほど内田先生が言われたように、平成の司法制度改革は政策的には失敗なのです。この点を素

6 Evidence Based Policy Making (証拠に基づく政策立案)。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとするをいう。

直に認めて、PDCA⁷を回していかないとはいけません。くどいようですが、これは日本の社会的な危機でして、法曹機能というのは、ソフト的な社会インフラでしょう。それが今瓦解しかかっているわけです。その一方で、法曹の社会インフラ機能としての重要性は、どんどん増しているわけです。

重要性が増している中で、それが脆弱になっているということは、極めて危険なことです。少なくとも国家政策としては、今、非常に重要な問題に対峙しているわけです。平成の司法制度改革はもう20年くらい前の話です。さすがに総括をするべきです。

大野 もう1点付け加えますと、地方に行くと、何人かの弁護士さんで回している裁判所まわりの仕事があります。そういう少数の地域に弁護士がどっと押し寄せてきたらどうするのか、といった話をされる方もいらっしゃるようです。

ただ、実際問題として、司法制度改革後に司法試験の合格者が増えて、地方に弁護士さんが大量に押し寄せたという話はほとんど聞きません。一方で、多くの中小企業がとても困っている状態という事実が厳然とありますから、弁護士会は何を守っているのかという疑問があります。

富山 最後にもう1点。失敗を認めるということであると、私は、7年か8年ほど前に、ロースクールの定員を減らすという仕事（有識者会議委員）を文科省でやりました。重厚な補助金を減らすということは、文科省は、既にあの段階で大量に法科大学院を作ったのは失敗だったと認めているということですから、あれは結果が出てしまいましたからね。

あとは法務省さん、よろしくお願ひします。当時改革に携った皆さんの先輩も、もういなくなっているはずですから、安心して新たな改革をやってください。よろしくお願ひします。

最大の被害者は学生

榊原 お話は尽きませんが、そろそろ時間ですので、最後にお一言ずつお願ひします。

内田 ずるずると改革を遅らせてしまい、現状がずるずると維持されることによる最大の被害者は若い学生たちです。自分の能力をこれから発揮しないといけない人たちが、無駄なことに時間を費やさせられている。やはりその人たち、学生たちにきちんと覚醒してもらって、彼らにも声を上げてもらうことが必要だと思います。

今は若い人たちがおとなしいですが、私や、いま目の前におられる先生方が学生のころは、こんなことがあったら黙っちゃいけないという学生がいっぱいたったわけですから。やはり自分たちが被害者だということをきちんと意識をして、声を上げてもらいたいと思います。（拍手）

法曹の世界も対峙する人手不足社会

富山 時代は大きく変わる局面になってきています。

日本の社会は、いろいろな分野で人が足りない社会になっていきます。恒久的に人手不足の社会です。リクルートワークス研究所の直近の分析ですと、2040年に、何とこの国は1100万人の人手不足の社会になるそうです。人口約1億2000万人の国で、人手不足が1100万人というのはすごいギャップです。

特に足りないのは、人的サービスです。法曹もそうですが、フェイス・トゥ・フェイスで、人間が人間にサービスをするという領域で、人が減ってってしまうのです。

運転手も、法曹もお医者さんも、要するに、いわゆるエッセンシャルワーカーですが、人々の命や生活や人生に直接影響を与える仕事を担う人がどんどん減っていく社会になります。ですから、仕事を、雇用を守るという話は、ピンと来ません。ライドシェアの話でも、タクシー運転手の雇用を守るというのですが、タクシーが足りないときに何で雇用を守らないといけないとの発想になるのでしょうか。

デフレ時代が約30年間続き、人手が余っている時代が続いてしまったので、みんなの思考がそ

7 Plan-Do-Check-Act cycle。Plan：計画、Do：実行、Check：測定・評価、Action：対策・改善の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

のようになってしまっているのでしょうか。しかし、完全にモードは変わっていて、これからは人手が足りませんから、「どれだけ限られた人数で、ある種の社会的ニーズを満たすか」に頭を切り替えないといけません。

この問題には、法曹の世界も必ず対峙することになるため、心を1つにさせていただいて、私も一応、財界人として頑張りますので、またお力をいただきたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

若者が夢を持てる社会に

大野 かつて私どもの会社にも上級で入ってくる高卒の社員がいて、この方たちが極めて優秀で、会社を支えていました。中には特進で大変に出世、昇進される方もいらっしゃいました。

その当時の少なくとも社会の仕組みとしては、十分に優秀な人が上に上がってくる形ではなくて、何かのハードルがあって、それを超えて上に上がったり、超えられなくて下にとどまったりという形だったということなのだと思います。そのような、何か、固定化される社会というのは、やはり変えていくべきだろうと思います。

私の部下で、法科大学院制度ができたことで、喜んで会社を辞めて法科大学院に入学した若い社員がいました。結果的には司法試験に上手くはまらず他社に就職していったので、是非と頼み込んだら戻ってきてくれたのです。この社員はそこらへんの弁護士には全く引けを取らない極めて優秀な能力の持ち主だったのです。

そういう形で、どこからでも入れるし、どこからでも出られるという、そういう社会に本来していくべきだと思います。少なくとも若者が夢を持てる社会にするということが必要だと思います。人口が少なくなっていく中では、1人も無駄にはできないと思います。

今回、私としても何か重いコミットメントを感じていますが、私なりに頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

神原 最後までご清聴いただき、ありがとうございました。ご登壇者の先生方には、新たな改革への

コミットもいただいたということで非常に心強く思います。それでは最後に、Law 未来の会の代表理事の久保利先生からご挨拶をさせていただきます。

閉会の挨拶

ロースクールと法曹の未来を創る会 代表理事

久保利 英明 弁護士



先生方、本日はどうもありがとうございました。内田先生からは、民法改正のとき以来、こんな歯切れのいい話がまた聞けるとは思いませんで、大変楽しかったです。

富山先生、大野先生、ありがとうございます。経済3団体、4団体が団結してみんなで盛り上がるそうですから、そのときには我々ロースクールと法曹の未来を創る会も頑張って政治的ムーブメントにしなければいけない。そのためには、内田先生を旗頭にしていきたいなと思っています。

今日は司会の榊原さんが一生懸命、大論客3人を相手に1人で司会を務めていただきました。ありがとうございました。

今日のお話は、要するにものすごい人生訓というか歴史観というのを教わるようなものでした。失敗とは何ぞや。司法制度改革の失敗と言っても、成功と言っても、いろいろな人がいます。

弁護士増員反対派の弁護士は、実は成功したと思っているかもしれません。要するに法科大学院制度を潰すことに成功したので、結局改革はできなかったのだから、「失敗は成功」だと思っているかもしれません。先生方がおっしゃっているように正解はもうどこにもない時代なのです。

皆さんは、自分たちの立場で運動して頑張っていくしかない。そうしなければこの国の司法はダメになり、当然滅びます。そう考えると、今日は非常に優れた皆さん方、聴衆がおみえになった。本当に心から感謝します。そういう点でぜひ皆さん

ん、登壇されている4人の先生方と、そして自らこの忙しいときに参加をしてくださったご自身のためにも拍手をしていただきたいと思います。(拍手)

盛大な拍手、本当にありがとうございました。(拍手)



ロースクールと法曹の未来を創る会（Law 未来の会）概要

当会の目的

当会は、ロースクール（法科大学院）の基盤を強化し、そこを経た新人弁護士を支援し、ロースクールの発展により社会が求める幅広い知識と経験を有する法曹を増やすことを目的とする。

事業内容

- 1 ロースクールの基盤を強化して発展させるための法制度や政策の実現のために国会、政府その他の団体、市民に働きかける事業
- 2 経済団体と協議し、社内弁護士、顧問弁護士枠を多数開拓し、紹介するなどして新人弁護士を支援する事業
- 3 法廷外の業務、企業法務、自治体法務、各種 ADR 法務などについて、高度で実践的な研修を提供する事業
- 4 留学準備を援助し、渉外法務への具体的橋渡しをする事業
- 5 専門分野に精通した弁護士を組織し、その知識・経験を利用できる体制を整える事業
- 6 その他、当会の目的を達成するために必要な一切の事業

顧問・役員（順不同）

特別顧問	新堂 幸司	弁護士 東京大学名誉教授
特別顧問	濱田 邦夫	弁護士（元最高裁判所判事）
特別顧問	但木 敬一	弁護士（元検事総長）
特別顧問	久保井一匡	弁護士（元日本弁護士連合会 会長）
特別顧問	塩崎 恭久	前 衆議院議員
特別顧問	三宅 伸吾	参議院議員
特別顧問	出口 治明	前 立命館アジア太平洋大学 学長
特別顧問	井垣 敏生	弁護士（元大阪高等裁判所統括判事）
代表理事	久保利英明	弁護士（日比谷パーク法律事務所）
副代表理事	岡田 和樹	弁護士（Vanguard Tokyo 法律事務所）
副代表理事	後藤 昭	一橋大学・青山学院大学名誉教授
常務理事	鈴木 幹太	弁護士（森・濱田松本法律事務所）
理事	須網 隆夫	早稲田大学大学院法務研究科 教授
理事	石井 逸郎	弁護士（ウェール法律事務所）
理事	榊原 美紀	弁護士（マクニカホールディングス株式会社 執行役員、ジェネラル・カウンセル）
理事	高畑 正子	弁護士（株式会社 Exponential Design ジェネラル・カウンセル）
理事	河崎健一郎	弁護士（早稲田リーガルコモンズ法律事務所）
理事	金ヶ崎絵美	弁護士（十条王子法律事務所）
監事	大澤 恒夫	弁護士（大澤法律事務所）

（2023 年 12 月末日現在）

事務局

事務局長 宮島 渉 弁護士（法律事務所フロンティア・ロー）

事務局次長 多田 猛 弁護士（弁護士法人 Proceed）

法律事務所フロンティア・ロー内（担当：弁護士 宮島渉）

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-2-4 麹町 HF ビル 8 階

TEL 03-6256-9400 FAX 03-6256-9401

e-mail：info@lawyer-mirai.com

シンポジウム

「今、社会が求める弁護士の質と量を問う」

2024年1月31日 発行

ロースクールと法曹の未来を創る会

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-2-4 麹町HFビル8階
法律事務所フロンティア・ロー内

TEL 03-6256-9400 FAX 03-6256-9401

メール info@lawyer-mirai.com

LAW SCHOOL

